

日本大学法学部における ジェンダー平等教育の課題と提言

神 尾 真知子
江 島 泰 子
大 岡 聡
松 島 雪 江

はじめに

本研究は、日本大学法学部の後学期開講科目である総合講座 B「ジェンダーから見たワークとライフ」の講義を担当している教員を中心に、「大学におけるジェンダー平等教育はどうあるべきか」を、法学、歴史学、文学などの立場から学際的国際的に研究を行い、日本大学法学部におけるジェンダー平等教育の課題を提示し、ジェンダー平等教育を推進するための提言をすることを目的としている。

そのために、次のように研究をすすめた。

第1に、先駆的なジェンダー教育を実施している福島大学、一橋大学、早稲田大学、国際基督教大学の関係者に対するインタビューを行った。肩書は当時のものである。

第1回 2020年11月17日（火）13時～14時30分

福島大学教授 高橋準先生

第2回 2020年11月23日（月）9時30分～10時30分

一橋大学教授 貴堂嘉之先生

第3回 2020年12月23日（水）17時～18時30分

早稲田大学教授 村田晶子先生

第4回 2021年1月14日（木）15時～16時40分

国際基督教大学教授 生駒夏美先生

第2に、日本大学法学部の諸先生のご協力を得て、日本大学法学部学生の職業及びジェンダーに関する意識調査を、2022年5月29日から6月19日までインターネットで実施した。母数2,883人に対し回答者1,309人であった（回答率45.4%）。

第3に、国際比較として、フランスとドイツを取り上げた。フランスについてはリヨン第二大学名誉教授のChristine Planté先生に2021年2月3日にオンラインでインタビューを行った。ドイツについては文献等により研究した。

以上の研究を踏まえて、「1. 日本の先駆的な取組みを行っている大学におけるジェンダー教育, 2. フランスの大学におけるジェンダー教育, 3. ドイツの大学におけるジェンダー教育, 4. 日本大学法学部の学生アンケート集計分析結果」について述べ、最後に、「5. 日本大学法学部におけるジェンダー平等教育の課題と提言」を述べる。

なお、本稿では、他大学やフランス・ドイツのジェンダーに関する教育に関しては「ジェンダー教育」という言葉を用いるが、私たちが企図しているジェンダーに関する教育には「ジェンダー平等教育」という言葉を用いる。ジェンダー教育が、「平等」という価値を実現するためのものであることを明確に示したいと考えたからである。

本研究は、令和2年度法学部研究費〔学術研究費（共同研究費）〕を受領して行われた。

（神尾真知子）

1. 日本の先駆的な取り組みを行っている大学におけるジェンダー教育

(1) 大学におけるジェンダー視点に立つ教育の展開

ジェンダー概念は、性差別とジェンダー不平等社会の現実を前に、第二波フェミニズムの運動とその問題提起を受け止めつつ創成した女性学において鍛え上げられてきた概念である。そして、性差別や性的少数者の抑圧に抗する社会運動に力を与え、市民の認識を変え、政策にも影響を与えてきた。いまやあらゆる政策・組織・活動において、ジェンダー視点に立って立案・実施・点検し、ジェンダー平等を実現すること、すなわち「ジェンダー主流化」が国際的規範となっているのである¹。

同時にそれは近代「知」を問い直す「ポスト・モダン」の思想潮流とも結びつきながら、学術のパラダイム転換を大きく促進してきた。ジェンダー視点はもはや、女性学・女性史研究といった特定研究分野だけのものではなく、あらゆる人文・社会科学研究において、必要不可欠なものと認識され、またジェンダー視点から、既存の成果の見直しも行われている。こうした学術研究における「ジェンダー視点の主流化」は、近年では科学史や生命科学、医学、工学など自然科学にも及んでいる²。

それでは女性学・ジェンダー論研究やジェンダー視点に立った学問が、大学においてどのようにして講じられるようになり、どのような展開をたどり、どのような成果を上げてきたのであろうか。そして、日本におけるジェンダー教育の展開過程から、私たちは何を学ぶことができるのであろうか³。

日本の大学で最初の女性学の講座は、1974年の和光大学（井上輝子担当）と京都精華大学（藤枝滯子担当）と言われ、国立大学では1979年にお茶の水女子大学で「婦人問題」講座に専任教員として原ひろ子が着任して、女性学が講じられるようになったのが最初とされる⁴。

同時に、文学や歴史学、社会学、人類学、法学、経済学など、既存のディシプリンに属しつつ、女性学の問題意識や視点を引き受け、学問の中に位置づけようとする研究者も増え、大学教育の中に関連科目が増えていった。国立婦人

教育会館によって継続的に実施された「高等教育における女性学関連科目開設状況調査」によれば、1992年時点で、全大学・短大の24%にあたる268大学で512の関連科目が開講されていたが、その6割以上は女子大での開講科目であった⁵。

1990年代になると女性学の洗練・発達の一方で、そのゲッター化・周縁化・無関心が課題として意識され、また「女性の視点」にこだわる女性学がもっていた視野の限界も意識されるなかで、女性学はジェンダー研究へと再編成されていくことになった。ジェンダーを冠した学会や大学内のジェンダー研究組織が創設される一方、伝統的アカデミズムの学会でも、ジェンダーを取り上げるシンポジウムやジェンダー部会が設けられた。大学院における女性学講座は1993年のお茶の水女子大学が最初であるが、1998年からジェンダー論講座と改称し、また同大学の女性文化研究センターは1996年にジェンダー研究センターとなった。2001年度から文部科学省科学研究費補助金に「ジェンダー」の分科細目が作られるに至った。1990年代を通じてジェンダー研究が、アカデミズムの世界に浸透し制度化されたと言って良いであろう⁶。

この間に大学における女性学・ジェンダー教育も充実していった。前述の国立婦人教育会館による調査では、1996年には351大学（全大学・短大の29.4%）で786科目（うち共学390）だったものが、2000年には609大学（同49.8%）で2456科目（うち共学1383）と増加しており、特に90年代後半の共学における伸びが著しい⁷。

以上のような1990年代から2000年代における大学教育・研究におけるジェンダー視点の浸透は、1979年国連総会採択の「女性差別撤廃条約」に加え、1995年の第4回世界女性会議における「北京宣言」および「行動綱領」に象徴される女性差別撤廃の国際規範化が後押ししたのはもちろんである⁸。日本では1999年に男女共同参画社会基本法が制定されると、大学や研究機関、学界におけるジェンダー平等の推進が意識され始めた。

しかしながら、世界的に見れば、いまだ日本の大学におけるジェンダー平等化の遅れが目立つ。大学・大学院学生における女性比率は上昇しているとはい

え、いまだ分野別の偏りが大きい。また女性教員は全体で3割に満たない状況であり、短大や特定の学部偏在しているのに加え、職位が上がるにつれて女性比率が低下している。大学・企業等で研究業務に就く女性研究者の割合は、2020年に16.7%にすぎず、OECD加盟国内で最下位という不名誉な数字である⁹。

こうした状況のもとでは、大学におけるジェンダー視点に立った学問研究と教育は、さらに推し進められるべき課題であるといつてよい。就業・就学の場合としての大学におけるジェンダー平等・性差別撤廃は、組織として政策的に推し進められるべき問題だが、こと研究・教育内容における「ジェンダー主流化」は、学問の自由・教育の自由の観点からは、研究者である教員によって自主的・主体的に推し進められることが重要であろう。

（大岡聡）

（2）福島大学の取組み

2020年11月17日に実施した福島大学行政政策学類の高橋準教授へのインタビューなどに基づき、1990年代後半以降の福島大学行政社会学部、およびその後身である行政政策学類におけるジェンダー教育の展開を紹介する。

福島大学行政政策学類は、1987年に創設の行政社会学部を改組して出来た新しい教育・研究組織である。「法学・政治学・社会学・文化諸科学（歴史学・考古学・比較文化など）を横断する学際的な教育と研究を行うことによって、地域社会の課題を発見し解決するための抽象的および具体的な能力をもった多様な担い手を育成することを目標」としており、「地域政策と法コース」と「地域社会と文化コース」の2コースを擁し、毎年卒業生の4割前後が国家公務員・地方公務員として就職するという。社会科学・文化科学の学際的な教育・研究を通じて、問題発見能力・解決能力を身につけ、公務員を中心とした、地域社会に貢献する人材を送り出そうとしているのである。したがって国家試験・公務員試験のための基幹的科目だけでなく、現代的な社会・文化の諸課題を扱う科目や、調査・実習を重視する科目を置くなど、柔軟で学際的なカリキュラムに特色がある¹⁰。

(i) 経緯

(a) ジェンダー教育の開始

福島大学行政社会学部におけるジェンダー教育の画期は、その準備段階も含めると1990年代半ばで、その立役者のひとりには「地域史」講座を担当していた日本経済史専攻の栗原るみ教授であった。栗原は1995年、北京の世界女性会議に福島県から派遣された前後から、地域におけるジェンダー平等に関わるようになり、翌年「ふくしま女性フォーラム」を設立し、代表に就任し、福島県をフィールドとした地域女性史研究も手がけていた¹¹。もう一人は、文化社会学・ジェンダー論を研究する社会学者で、1995年に福島大学に赴任した高橋準である。担当する「生活文化論」という科目では、着任後数年経ってから、裁量の範囲でジェンダー論教育をおこなうようになった。

高橋は、まず学内の科目の中でジェンダー論に関連するテーマを扱う科目をリストアップし、「女性学・ジェンダー研究プログラム」と名付けてカタログ化して学生に Web 公開した。このプログラムの科目をいくつも履修すれば、結果的にさまざまな角度から女性学・ジェンダー論にふれることができるというわけである。「生活文化論」(高橋準)、「地域史」(栗原るみ)、「欧米文化論」(田村奈保子)、「比較地域文化論」(後藤史子)、「刑法」(大山弘)、「憲法」(中里見博)、「労働法」(今野順夫)、「社会政策」(経済学部・経済経営学類との共通開講科目、熊澤透)などがそこに含まれていた。こうして、科目名だけではわかりにくいものの、ジェンダー論の視座やジェンダーに関わるトピックスを取り上げる科目を可視化することは、学生に対するジェンダー教育の推進であるのは勿論であるが、同時にジェンダー論に関心のある教員をネットワーク化し、あるいはジェンダー教育の必要性を教員間に浸透させるという、教員の意識向上も狙いとされていた(なお、この「プログラム」のカタログ化は、シラバスを詳細に書くことが求められるようになった2010年代になって役目を終えたという)。

また、90年代末には高橋がコーディネータとなって「総合科目・ジェンダー」(オムニバス講義)を開設し、当初は学内教員・非常勤教員が各専門に引きつけて「労働とジェンダー」や「科学技術とジェンダー」といったテーマでリレー

講義をしたが、その後栗原がコーディネータを担当してからは、学外のゲストを多く招き「地域で活躍する女性たちの声を、学生たちとともに聴く場」となっていったのだという¹²。

(b) ジェンダー教育の整備・充実

2000年代に入ると、ジェンダー教育が更に整備される。2000年度から全学共通科目の中に、「ジェンダー学入門」（2単位）が開設され、栗原と高橋が担当した（のち高橋がひとりで担当）。ここでは、ジェンダーやセクシュアリティに関わる基礎知識と、それを使った現代社会文化の批判的分析・評価の能力の獲得が目標とされており、現在高橋は「メディア表象におけるジェンダー」と題して、学生の関心の高いポピュラー文化（ファンタジーやSF）におけるジェンダー表象を題材に講義している。

また高橋の担当の科目である「現代文化論」（のち「社会と文化の理論」）は文化社会学の概論的科目で、学類のほとんどの学生が受講する科目であるが、ジェンダーと階級・階層というトピックが取り扱われている。

同時に、高橋担当の専門教育科目（選択科目）であった「生活文化論」は、2年次配当科目の「ジェンダー論Ⅰ」（選択必修科目）と3年次配当科目の「ジェンダー論Ⅱ」（選択科目）へと編成替えされた（各2単位）。

こうした2000年代初頭のジェンダー教育の充実化については、当時の学部長（のち学長）で労働法専攻の今野順夫教授の後押しが大きかったのだという。

(ii) 現状

「ジェンダー論Ⅰ」はジェンダー学の基礎を扱う科目で、「現代日本社会におけるジェンダー／セクシュアリティのありようを読み解くための基礎的な概念・知識・方法を身につけ、受講者がこれらを活用するための基盤を与える」（シラバス）ことを目標としており、学生の半数以上が履修しているという¹³。「ジェンダー論Ⅱ」は応用編で、年度ごとに労働や家族、地域社会といった対象を取り上げ、専門書・研究論文レベルの先端的で高度な内容のジェンダー教育がなされているという。30名程度が出席とのことである。

ジェンダー論教育について入門→基礎→専門と段階的な教育体系が構築されるとともに、ジェンダー論が学部の基幹的科目のひとつである「地域社会と文化コースの専門科目」に位置づけられたのである。

(iii) 課題

もっとも、大学当局におけるジェンダー教育推進への熱意はそれほど強いものではなかったという。福島大学では2018年に「福島大学男女共同参画宣言」が出され、「教育，研究，管理運営，および職場環境における男女共同参画」「教職員の『仕事と生活の調和』に向けた組織的な対策」を推進することとなり、主に教職員の出産，育児，介護支援に力を入れることになった。また近年では「福島大学における多様な性・性的マイノリティに関する基本理念と対応ガイドライン」（2020年）も作成している。しかし「男女共同参画推進室」のような専門のセクションは設けられてはおらず、ジェンダー教育・研究の推進組織も設置されていない。

こうしたなかで国立大学法人の人員削減が行われており、ジェンダー論担当者の退職後の教員補充について、高橋らは強い危機感を持っているという。

（大岡聡）

(3) 一橋大学の取組み

2007年4月に発足した一橋大学のジェンダー社会科学研究センター（Center for Gender Research and Social Sciences, 以下略称のCGraSS）と、そのもとのジェンダー教育プログラム（以下GenEP）の取組みについて、一橋大学大学院社会学研究科の貴堂嘉之教授のインタビューや関連資料に基づき紹介する。

一橋大学は商学・経済学・法学・社会学の4学部と6研究科を擁する社会科学系の総合大学で、学部学生4342人（女性比率28%）、大学院生1845人（同39%）、教職員503人（同34%）で構成されている（2022年5月現在）。ゼミナールを中心とした少人数教育，学部・研究科間の垣根の低さを活かした研究と教育に特色がある。1980年代には学生の女性比率は7%程度であったが、近年では3割に

近づくまでになっている。もっとも従前から学部間格差があり、2022年度のデータでは、社会学部43.5%，法学部33%に対し、商学部26.4%，経済学部12.9%の女性比率となっている¹⁴。

(i) 経緯

1990年代までの一橋大学社会学部・社会学研究科では、ジェンダー視点に立つ労働社会学者の木本喜美子（1990年着任）をはじめとして、ジェンダー視点を入れた講義を行う専任・非常勤教員がおり、専任教員を中心に木本喜美子・関啓子編『ジェンダーから世界を読む』（1996年、明石書店）も刊行されたが、ジェンダー論講座と担当教員がなかった。しかし、社会学研究科におけるジェンダー関連の学位論文が顕著に増加し、ジェンダー関連講義の受講生も増大するなど、ジェンダー教育・研究への需要が増大していた。また、男女共同参画社会基本法の成立、それを踏まえた国立大学協会による「国立大学における男女共同参画を推進するために」（2000年5月）や「日本学術会議における男女共同参画の推進について」（2000年6月声明）などが出される状況を踏まえ、社会学部の教員間でジェンダー研究専攻の専任教員採用を求める気運が高まった。その結果、佐藤文香の採用が決まり、ジェンダー論講座が設置された（2005年4月着任）。

しかし、大学当局は、名古屋大や東北大のような男女共同参画推進室の設置には消極的であったことから、木本や貴堂らを中心に、研究・教育と大学運営のジェンダー平等化の推進を「ボトムアップ式」で進める運動を起こした。2005年度より2年間の学内競争的研究資金（教育研究改革・改善プロジェクト経費）を獲得し、「一橋大学における男女共同参画社会実現に向けた全学的教育プログラムの策定」というプロジェクトが発足した。7回の教職員向けワークショップや全学シンポジウムの開催、学生に対する教育ニーズ調査、そして国内外の大学における先進的な取組みの調査など、精力的な活動を行った。国内では国際基督教大学やお茶の水女子大学、東北大学などを調査したという。そして活動の集大成として2006年10月に全学シンポジウムを開催した（約250名参加）。

こうした準備を経て、2007年度より社会学研究科内に5年間の時限付きの研究組織として「ジェンダー社会科学研究センター」を発足させた（2022年度現在存続中）。「ジェンダー研究と社会科学を融合させた学際的な研究領域を創出し、ジェンダー視点を導入した新しい先端的社会科学研究の潮流を生み出すこと」「こうした研究を基盤とした新たなジェンダー教育の確立とその実践」をめざし、「先端的な研究者の育成と男女共同参画社会実現を担う高度専門職業人の養成に資することを目的」とした組織で、①共同研究を基盤としてジェンダー視点による社会科学研究の開拓と研究者育成をおこなう研究部門、②国内外の研究者を招聘した講演会や研究会を開催し、ジェンダー研究者のネットワーク構築を推進する研究交流部門、③学部・大学院における体系的なジェンダー教育関連科目を運営するジェンダー教育プログラム部門が設置されている¹⁵。

当該センターの準備期間の2005-6年度には大学から100万円の資金が獲得できたが、2007年度から正式発足したCGraSSには特に予算が付いているわけではなく、講演会や研究会にゲストを呼ぶ際には、各種の競争的資金や研究者招聘資金を獲得しているのだという。

また、当該センターは社会学研究科の組織だが、共同推進者にはそれ以外の研究科・部局の教員が名前を連ねており、全学的なジェンダー教育・研究の推進拠点になっているのである。なお、2014年度から一橋大学男女共同参画推進室が開設されたが、こちらは教職員のワーク・ライフ・バランス向上や育児・介護支援、ハラスメント防止の啓蒙など就業・学修の場における男女共同参画の推進に特化しており、ジェンダー教育・研究推進の全学的取組みは、もっぱらCGraSSの役割である。

(ii) 現状

2007年度から開始されたジェンダー教育プログラム（GenEP）は、ジェンダー平等の実現をめぐる諸問題を認識し、解決に必要な知識、能力、手法を身につけるためのカリキュラム体系で、CGraSSが企画・提供する「基幹科目群」と、学部・研究科の科目中で、ジェンダーが取り上げられる「連携科目」から

なっており、学生の科目選択の指針となるよう、履修登録前にパンフレットが学生に配布される。国公立大学におけるジェンダー教育プログラムには、前述した福島大学行政社会学部や都留文科大学（2005年ジェンダー研究プログラム発足）の例があるが、一橋大学の場合、ジェンダー教育・研究のセンターが設置され、そこが推進主体となっている点に特色がある。2019年度の報告書によれば、基幹科目群として学部5科目、大学院2科目、連携科目群として全学共通教育14科目、学部41科目、大学院14科目、合計76科目を提供した。延べ履修者数は学部生7,398名、院生314名、総計7,712名であった¹⁶。

ジェンダー論を主軸とする基幹科目としては、全学共通科目に配当されているものに、「ジェンダーと人権」「ヒューマンセクソロジー」などがあり、社会学部科目として「ジェンダー論」「ジェンダーとセクシュアリティの心理学」「ジェンダー／セクシュアリティとライフデザイン」、大学院社会学研究科の科目として「社会科学の中のジェンダー」「平和とジェンダー」が設置されている¹⁷。プログラムを構想する際には、女子大のジェンダー教育のプログラムとは異なった、男女共学の大学にふさわしいジェンダー教育のあり方とは何か、また社会科学の中にジェンダー視点を導入するとはどういうことなのかということについて、かなり真剣に議論したのだという。

連携科目は、既存の社会科学・人文科学の枠組み・体系をジェンダーの視点から問い直していく学際的な科目として位置づけられ、各学部・研究科のカリキュラムの中で、①講義全体をジェンダーの視点から構成している科目、②ジェンダーを講義の柱のひとつとする科目、③ジェンダーについて1・2回取り上げる科目、がリストアップされている。連携科目への登録については、センターのメンバーが各教員に「担当の専門科目の中で、女性の視点とか、あるいはジェンダーの視点で、何か必ず分析的なところを入れてやってもらえないか」という風に働きかけ、輪を広げていったという。

(iii) 課題

学内に男女共同参画推進室ができているが、それとの連携がまだできていない。

また、授業数や履修者数は増えていっており、量的には成功と考えているが、質的な部分に関する創意工夫が必要と考えているという。

提供している授業数は、社会学部の科目が圧倒的に多く、他の学部の提供する授業数はかなり限定的なので、学部間のバランスをある程度均衡にしていけることが課題として残っている。

(大岡聡)

(4) 早稲田大学の取組み

2020年12月23日に行われた早稲田大学教授村田晶子先生へのインタビュー及び村田先生ご提供の資料に基づいて、早稲田大学のHPの資料も参照して、早稲田大学の取組みについて紹介する。

(i) 経緯

(a) ジェンダー教育を大学に位置づけてきたプロセス

歴史的に振り返ると、90年代は、女性学という科目名を立てて授業を個人が展開していたという時期があった。その後、ジェンダー関係の観点で科目に名前を立てる先生とか、科目の名称は一般的な科目、たとえば「教育学研究1」にジェンダーや性差別について内容的に盛り込む先生たちが少しずつ出てきた。そして、当時商学部の小林富久子先生が設置に向けた動きをされて、2000年4月に、ジェンダー研究所が設置された。同研究所によって、学内のバラバラになっている教員がつながり、学外の研究者とか、出版関係の編集者などをネットワーク化していった。

そのような先生たちのネットワークを使いながら、当時学部ではないところに設置され、全学の共通科目を管理する「オープン教育センター」が、センターの科目として、ジェンダー関係の科目を設置することを始めた。学部において、ジェンダーを科目名にするのはどうかという反応もあったり、カリキュラムはやはり全体の形の中に入れてつくられていくということもあったりして、これだけを突出させるわけにもいかなかった。最初は学部の外にあるところに

科目を付けることから始まっていき、そのあと「ジェンダーを考える」という総合講座などが、全学をマネジメントする同センターに開設された。

時間の経過の中でジェンダーをテーマにする先生たちが増えてきた。また、それをつなぐ場所があるということもあって、2014年に「グローバルエデュケーションセンター」が、副専攻（学部の専攻分野を問わず、特定のテーマを追求できる制度で、在学中に修了必要単位数を修得し申請すると修了が認定され、卒業時に修了証明書が発行される）を制度化するというこで、「ジェンダー研究（Gender Studies）」を全学の副専攻として始めた。

毎年一桁から10数人ぐらいが副専攻としてジェンダー研究を選択し卒業しているという状況に今はなっている。

(b) ジェンダー研究所

ジェンダー研究所が、ジェンダー関係の研究しているメンバーのプラットフォームのような形になって、それぞれが所属している学部でも授業を行い、共通の副専攻の中にそれを提供したりしながら、現在は教育活動しているという展開になっている。

ジェンダー研究所は、研究所という名前なので、大学が設置しているかのように思われるが、早稲田大学の場合は実はそうではなく別扱いとなっている。「総合研究機構」というものがあって、その「プロジェクト研究所」であり、手を挙げて、集まりをつくって、自分たちでお金も出し合うという研究所である。

所長の研究室が研究所であり、常設の職員もない。運営経費は教員個人の研究費から出し合っている。研究所の体制は、所長1名（専任教員）、顧問1名（名誉教授）、研究所員（22名の専任教員）、招聘研究員22名である（2022年9月現在）。招聘研究員は他大学の先生や海外の大学教員などであるが、会費を負担していただいで参加していただいでいる。

研究活動として、所員が定期的な研究会を行って発表したり、講演会をやったり、シンポジウムを開催したりしている。

『ジェンダー研究21』という紀要を刊行していて、9巻まで出た。今度10巻

が出る（2020年12月時点。2022年9月現在11巻が発刊されている）。ジェンダー関係の関心を持っている大学院生の支援のため、研究会で研究発表を行い、研究論文の査読を経て紀要に論文を掲載していくなどの機会も提供している。

また、研究の蓄積として2冊ほどの本を出している。一つは小林富久子、村田晶子、弓削尚子編『ジェンダー研究／教育の深化のために：早稲田からの発信』（彩流社、2016年）という、幅広い領域の早稲田大学の教員の論文集として出した。もう一つは村田晶子／弓削尚子編著『なぜジェンダー教育を大学でおこなうのか—日本と海外の比較から考える』（青弓社、2017年）という、国際シンポジウムをまとめたものである。

他大学や他の研究センターとの連携については、それぞれの個人的なつながりの中で人的な交流があるということもあるが、研究所の紀要とかシンポジウムなどのお知らせなどは学外から送ってもいただき、研究所からも送って交流している。青山学院大学で、青山学院女子短期大学が閉校になるにあたって、そこに所属した先生方が、ジェンダー研究所をつくりたいということで、早稲田大学のジェンダー研究所の状況などを話しにいったことがあり、新しくつくりようとする動きに協力している。

教育活動として、学内で教員同士の研究交流をしたり、オムニバスで授業も一緒にしたり、副専攻のコーディネートを一緒にやったりしている。

副専攻に含まれていないジェンダーの授業は、様々な事情でたくさんあるが、いろいろな科目を担当している先生と少しずつつながったりしながら、授業を展開している。

今年はコロナの影響でできていないが、学生主体のワークショップを、この5年ぐらい続けてきている。ジェンダーとかセクシュアリティに関わって、学生たちはいろいろな関心を持ち、何か話したいというのがすごくある。ところが、こういうことに興味があると、普通のサークルとか友達とはなかなかしゃべれない、何かそういうことに興味あるやつみたいなのに見られてしまって、気軽には話せない、でも話したい。そういう学生向けにワークショップをやる、今度は実行委員会をやってくれる学生が出てきて、それが代々つながって

去年までやっていた。今年は、演劇ワークショップも計画していたが、コロナで出鼻をくじかれてしまった。

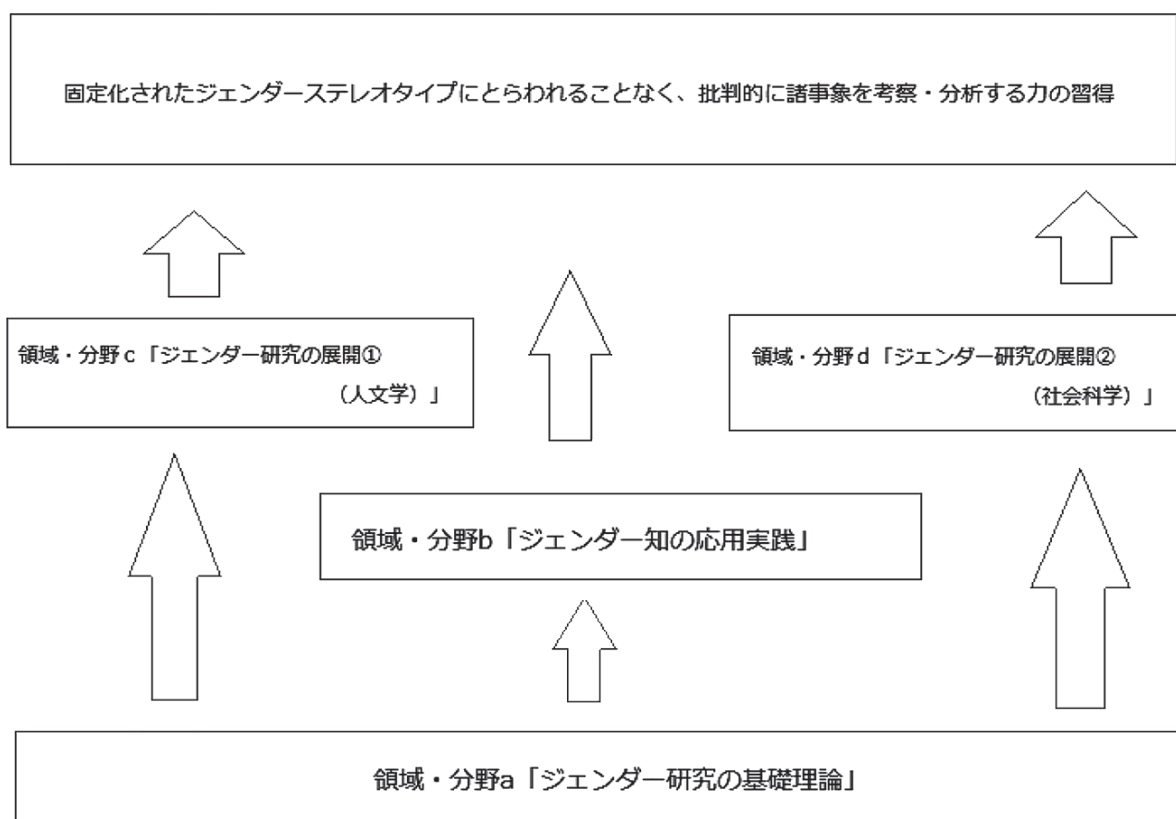
『ジェンダー研究21』で、このところ3人か4人ぐらい授業研究をレポートしていて、授業のあり方そのものを、授業報告を書いて、検討しようということをやっている。緩くつながりながら、授業研究と学生支援と研究交流を、この研究所を拠点にしてやっている。

(ii) 現状

(a) ジェンダー教育カリキュラム

ジェンダー研究のカリキュラムマップは、図表1のとおりである。

図表1 ジェンダー研究のカリキュラムマップ



出所：早稲田大学 HP

ジェンダーを科目としている教員は、専任教員もいるが、かなり非常勤講師の先生もいる。その科目が必要だと認められていても、非常勤でまかなって

るコースや学部もある。そのため、2年とか短期間で非常勤の先生が交替されるようなケースもあるので、来年は講座を持たれるのかどうかと思いながらお願いしている。

総合大学で、非常に多様な領域をみんなが専門としている。「ジェンダー研究」の科目群は、図表2のとおりである。

学生たちにとってジェンダーを勉強していくことは、どの専門にあっても必要不可欠であるということを打ち出して、専門的な職業教育としても市民教育としても、今やこのことを知らないで世の中に出るわけにはいかないのだという出し方で、シラバスも書いたり、授業の冒頭の紹介でも行っている。SDGsといえば必ずジェンダーのことが入ってくるので、このことを抜きにしては大学を出たと言えないのだと学生に伝えたりしている。

初期のころは心理的な抵抗感は学生の中にもあって、女子はけっこう受講していたが、男子はなんとなく「加害者である僕がいてもいいかな」みたいな感じの学生もいた。今はむしろこのことを知らないで出てはいけないということが浸透してきたのか、きちんと勉強して卒業したいという男子学生もけっこういる。そういう学生たちなので、問題意識もとても高く、そこに応える授業を展開しないといけないと思いながら、今は内容を考えている。

現状では科目の配当に偏りがあり、どうしても文学部、文化構想学部、法学部、教育学部、社会科学部というところに科目が偏っている。

この副専攻の中で入門的で柱になる科目が、「ジェンダーを考える」という授業であり、オムニバスで授業を展開している。1年以上の配当で、クォーター制になっていて、秋クォーターに8回、冬クォーターに8回の計16回で、各1単位である。ジェンダー研究所のメンバーである、学内の文学、歴史、教育学、法律、宗教学の教員が1回ずつ担当し、入門的だが学問的にジェンダーということはこの領域で考えてこんな興味深いことがあるということ、いろいろな形で学生にメッセージとして送っている。2022年度の「ジェンダーを考える1」及び「ジェンダーを考える2」のシラバスは、図表3及び図表4のとおりである。

この授業の中で、学内のダイバーシティ推進室と連携して、トランスジェンダーの当事者で早稲田大学の卒業生をゲストに迎えたり、早稲田大学の中に設

図表2 「ジェンダー研究」の指定科目一覧

修了必要単位

16単位（領域・分野a：8単位、領域・分野b：4単位、領域・分野c：4単位）以上

★領域・分野a 「ジェンダー研究の基礎理論」

修了必要単位：8単位

No	設置箇所	科目名	配当年次	単位	備考
1	法学	ジェンダー論Ⅰ B (金)	1年以上	2	
2	法学	ジェンダー論Ⅰ A (号期)	1年以上	2	
3	文構	クィア・スタディーズ入門	1年以上	2	
4	文構	ジェンダー論	1年以上	2	
5	GEC	ダイバーシティを学ぶ α (基礎講義) (WSCメンバーズ基金講座)	1年以上	1	
6	GEC	ダイバーシティを学ぶ β (実践編) (WSCメンバーズ基金講座)	1年以上	1	
7	GEC	ジェンダーを考える 1	1年以上	1	
8	GEC	ジェンダーを考える 2	1年以上	1	
9	GEC	女性・しごと・ライフデザイン	1年以上	2	

★領域・分野b 「ジェンダー研究の展開① (人文学)」

修了必要単位：4単位

No	設置箇所	科目名	配当年次	単位	備考
1	法学	English: Advanced 1 (春)	3年以上	1	
2	法学	English: Advanced 7 (春)	3年以上	1	
3	法学	English: Advanced 7 (秋)	3年以上	1	
4	教育	ジェンダー・スタディーズⅠ (身近なことを視座にして)	1年以上	2	
5	教育	ジェンダー・スタディーズⅡ (文学を視座にして)	1年以上	2	
6	国際教養	Gender Studies 01	2年以上	4	
7	国際教養	Gender Studies 02	2年以上	4	
8	文構	文学とジェンダー 1	1年以上	2	
9	文構	文学とジェンダー 2	1年以上	2	
10	GEC	英米文学とジェンダー 1	1年以上	1	
11	GEC	英米文学とジェンダー 2	1年以上	1	

★領域・分野c 「ジェンダー研究の展開② (社会科学)」

修了必要単位：4単位

No	設置箇所	科目名	配当年次	単位	備考
1	法学	ジェンダーと法Ⅰ	3年以上	2	
2	法学	ジェンダーと法Ⅱ	3年以上	2	
3	教育	女性史	1年以上	2	
4	教育	青少年教育論	1年以上	2	
5	教育	女性教育論	1年以上	2	
6	商学	現代の社会構造 1	1年以上	2	
7	商学	文化人類学B 1	1年以上	2	
8	商学	日本の文化と社会 1	1年以上	2	
9	社会学	現代家族論 1 A	1年以上	2	
10	社会学	現代家族論 1 B	1年以上	2	
11	社会学	現代家族論 2 A	1年以上	2	
12	社会学	現代家族論 2 B	1年以上	2	
13	人科	ジェンダー論	1年以上	2	
14	文構	アジアのジェンダーとセクシュアリティ	1年以上	2	
15	文構	セクシュアリティの社会学	1年以上	2	
16	文構	グローバル時代の戦争とジェンダー	2年以上	2	
17	文	教育とジェンダー	2年以上	2	
18	GEC	LGBTをめぐる法と社会 (WSCメンバーズ基金講座)	1年以上	1	
19	GEC	ジェンダーと教育 1	1年以上	1	
20	GEC	ジェンダーと教育 2	1年以上	1	

※授業に関する最新情報（授業実施方法等）については、webシラバスや、科目設置箇所および担当教員からのお知らせ等をご確認ください。

出所：早稲田大学 HP

置されている「ジェンダー・セクシュアリティ・センター」(GSセンター)の様子を伝える取組みを入れたりした。

この授業は、毎年最後に試験のあとに意見交換会を実施し、2人の教員で小グループの討論会をおこなっている。相当の出席者数で、これが一番楽しかったと学生に言われている。6～7人ぐらいで、多様な学部の学生が集まって、

図表3 「ジェンダーを考える1」シラバス

授業情報	
開講年度	2022年度
開講箇所	グローバルエデュケーションセンター
科目名	ジェンダーを考える 1
担当教員	弓削 尚子/矢内 義顕/森山 至貴/村田 晶子/金井 景子/ローリー ガイ/石田 京子
学期曜日時間	秋学期 金5時限
科目区分	人間的力科目(ダイバーシティ)
配当年次	1年以上
使用教室	3-402
キャンパス	早稲田
科目キー	9S12010030
科目クラスコード	01
授業で使用する言語	日本語
授業方法区分	【対面】
コース・コード	GDRX101L
大分野名称	ジェンダー
中分野名称	ジェンダー
小分野名称	ジェンダー
レベル	初級レベル(入門・導入)
授業形態	講義
	オープン科目

シラバス情報		最終更新日時: 2022/03/02 17:14:27																
授業概要	<p>「ジェンダー」とは、文化的・社会的・歴史的につくられた性のありようを考える重要な概念です。今日では、世界中で人びとを「男」「女」に二分し、かつ両者の不均衡な関係を永続化させてきた性別構成体制を問うことが、あらゆる学問分野に不可欠な営みとなっています。</p> <p>この講義では、領域を異にする教員がそれぞれの角度からジェンダーに関して授業を行い、ジェンダーへの多角的な認識を促すものです。授業を通じて、自らのジェンダー観をみつめなおし、ジェンダーに関する新たな知見を深めることで、現代社会を生きていくのに有益なジェンダー・コンシャスな思考を獲得する貴重な学びの場となるでしょう。</p>																	
授業の到達目標	履修者個々人が性のステレオタイプや性の二元制について主体的に考え、従来のジェンダー・イデオロギーに縛られない柔軟な力を身に着ける。																	
事前・事後学習の内容	各回の授業内容を振り返り、1月27日に行われる意見交換会の論点を整理する。																	
授業計画	<table border="1"> <tr> <td>1: 第1回 9月30日 イントロダクション 「ジェンダー」とは何か</td> <td>弓削尚子 (法)</td> </tr> <tr> <td>2: 第2回 10月7日 日本文学とジェンダー</td> <td>金井景子 (教)</td> </tr> <tr> <td>3: 第3回 10月14日 LGBTを読みとく</td> <td>森山至貴 (文構)</td> </tr> <tr> <td>4: 第4回 10月21日 海外からみる日本のジェンダー</td> <td>ガイ・ローリー (法)</td> </tr> <tr> <td>5: 第5回 10月28日 法律とジェンダー</td> <td>石田京子 (法務)</td> </tr> <tr> <td>6: 第6回 11月11日 キリスト教とジェンダー</td> <td>矢内義顕 (商)</td> </tr> <tr> <td>7: 第7回 11月18日 スポーツとジェンダー</td> <td>山田ゆかり (ゲストスピーカー予定)・弓削</td> </tr> <tr> <td>8: 第8回 11月25日 教育とジェンダー</td> <td>村田晶子 (文)</td> </tr> </table>		1: 第1回 9月30日 イントロダクション 「ジェンダー」とは何か	弓削尚子 (法)	2: 第2回 10月7日 日本文学とジェンダー	金井景子 (教)	3: 第3回 10月14日 LGBTを読みとく	森山至貴 (文構)	4: 第4回 10月21日 海外からみる日本のジェンダー	ガイ・ローリー (法)	5: 第5回 10月28日 法律とジェンダー	石田京子 (法務)	6: 第6回 11月11日 キリスト教とジェンダー	矢内義顕 (商)	7: 第7回 11月18日 スポーツとジェンダー	山田ゆかり (ゲストスピーカー予定)・弓削	8: 第8回 11月25日 教育とジェンダー	村田晶子 (文)
1: 第1回 9月30日 イントロダクション 「ジェンダー」とは何か	弓削尚子 (法)																	
2: 第2回 10月7日 日本文学とジェンダー	金井景子 (教)																	
3: 第3回 10月14日 LGBTを読みとく	森山至貴 (文構)																	
4: 第4回 10月21日 海外からみる日本のジェンダー	ガイ・ローリー (法)																	
5: 第5回 10月28日 法律とジェンダー	石田京子 (法務)																	
6: 第6回 11月11日 キリスト教とジェンダー	矢内義顕 (商)																	
7: 第7回 11月18日 スポーツとジェンダー	山田ゆかり (ゲストスピーカー予定)・弓削																	
8: 第8回 11月25日 教育とジェンダー	村田晶子 (文)																	
教科書	各担当教員が教室で指示する。																	
参考文献	各担当教員が教室で指示する。																	
成績評価方法	<table border="1"> <tr> <th>割合</th> <th>評価基準</th> </tr> <tr> <td>試験: 80%</td> <td>「ジェンダーを考える2」として1月20日に予定されている論述試験。このため、1と2の連続履修が推奨される。</td> </tr> <tr> <td>平常点評価: 20%</td> <td>毎回の出席および、授業時に提出するコメントシート</td> </tr> </table>		割合	評価基準	試験: 80%	「ジェンダーを考える2」として1月20日に予定されている論述試験。このため、1と2の連続履修が推奨される。	平常点評価: 20%	毎回の出席および、授業時に提出するコメントシート										
割合	評価基準																	
試験: 80%	「ジェンダーを考える2」として1月20日に予定されている論述試験。このため、1と2の連続履修が推奨される。																	
平常点評価: 20%	毎回の出席および、授業時に提出するコメントシート																	
備考・関連URL	<p>受講者は「ジェンダーを考える2」を連続して受講すること。</p> <p>「ジェンダーを考える1・2」を通じて、3分の2以上の出席がないと、試験の受験資格は得られない。</p> <p>授業の順番については、変更の可能性がある。</p>																	

出所：早稲田大学 HP

この授業でどんなことを考えたのかなどの意見交換をする。

ジェンダーのことを考えるときには必ずセクシュアリティのことも一緒に考えているというメッセージを発している。「ジェンダーを考える1」でも、森山至貴というセクシュアル・マイノリティのことについていろいろと発信されている社会学の先生が必ず授業を担当している。

図表4 「ジェンダーを考える2」シラバス

授業情報	
開講年度	2022年度
開講箇所	グローバルエデュケーションセンター
科目名	ジェンダーを考える 2
担当教員	弓削 尚子/棚村 政行/佐久間 由梨/高井 詩穂/村田 晶子/堀 芳枝
学期曜日時間	冬クォーター 金5時限
科目区分	人間的力量科目(ダイバーシティ)
使用教室	3-402
科目キー	9S12010031
授業で使用する言語	日本語
授業方法区分	【対面】
コース・コード	GDRX101L
大分野名称	ジェンダー
中分野名称	ジェンダー
小分野名称	ジェンダー
レベル	初級レベル(入門・導入)
授業形態	講義
単位数	1
配当年次	1年以上
キャンパス	早稲田
科目クラスコード	01
オープン科目	

シラバス情報	
授業概要	「ジェンダー」とは、文化的・社会的・歴史的につづられた性のありようを考える重要な概念です。今日では、世界中で人びとを「男」「女」に二分し、かつ両者の不均衡な関係を永続化させてきた性別構成体制を問うことが、あらゆる学問分野に不可欠な営みとなっています。この講義では、領域を異にする教員がそれぞれの角度からジェンダーに関して授業を行い、ジェンダーへの多角的な認識を促そうとするものです。授業を通じて、自らのジェンダー観をみつめなおし、ジェンダーに関する新たな知見を深めることで、現代社会を生きていくのに有益なジェンダー・コンシャスな思考を獲得する貴重な学びの場となるでしょう。
授業の到達目標	履修者個々人が性のステレオタイプや性の二元制について主体的に考え、従来のジェンダー・イデオロギーに縛られない柔軟な力を身に着ける。
事前・事後学習の内容	各回の授業内容を振り返り、1月27日に行われる意見交換会の論点を整理する。
授業計画	1: 第1回 12月2日 ハラスメントを考える 棚村政行 (法) 2: 第2回 12月9日 + 補講(同日6限) 石原燃さんと語るフェミニズムと中絶 佐久間由梨 (教) 3: 第3回 12月16日 グローバル経済と女性—フィリピン女性の仕事の変容 堀芳枝 (社会学) 4: 第4回 12月23日 江戸とジェンダー 高井詩穂 (文構) 5: 第5回 1月6日 男性学 ゲスト：細谷実 (関東学院大学)・弓削 6: 第6回 1月13日 【試験】 弓削尚子 (法) 7: 第7回 1月20日 授業の総括と意見交換会 村田晶子 (文)・弓削尚子 (法) 8: 補講 12月9日(金)6限に実施。
教科書	各担当教員が教室で指示する。
参考文献	各担当教員が教室で指示する。
成績評価方法	割合 評価基準 試験: 80% 論述試験。試験範囲は「ジェンダーを考える1」も入るため、1と2の連続履修が推奨される。 平常点評価: 20% 毎回の出席および、授業時に提出するコメントシート
備考・関連URL	「ジェンダーを考える1」も受講すること。 ★本講義のみの受講は、留学など、特別な理由以外では原則、認めない。 「ジェンダーを考える1-2」を通じて、三分の二以上の出席がないと、試験の受験資格は得られない。 授業の履修は、変更の可能性はある。

出所：早稲田大学 HP

(b) ジェンダー教育を取り巻く環境

大学は、2000年代に入ってから少しずつ変化をしてきたが、一つの大きいうねりはハラスメント問題である。2000年からハラスメント防止を目的として、教育活動、啓発活動をする部局ができて、そこが相談等の対応をしている。セクシュアルハラスメント問題の背景に人権教育の欠如の問題があり、人権教育やジェンダー教育を充実させていくことが重要である。

次に、女性研究者支援の流れの中で、2007年に「男女共同参画推進室」ができて、大学は男女共同参画推進宣言を出した。

その後、男女共同参画推進室は、2016年7月から、障がい者支援であるとか、セクシュアル・マイノリティの学生の問題なども視野に入れて、「ダイバーシティ推進室」と名称が変わり、取組みも広範囲になっている。

「ダイバーシティ推進室」は全学的な組織であるが、学生向けの組織として、「スチューデントダイバーシティセンター」がある。それは、障がい学生支援室、異文化交流センター、GSセンターで構成されており、GSセンターは、セクシュアル・マイノリティの学生の支援や相談、教育啓発活動というようなことを担っている。年間1000人以上の学生が出入りしている。

このような体制をつくりながら、早稲田大学の取組みは展開しているが、とても進んでいるわけではなくて、やはりジェンダーなどの理解は一筋縄ではない。

(iii) 課題

第1に、ジェンダーに研究的な関心を持ち始めている学生をどう支えるかという課題がある。早稲田大学におけるジェンダー教育は、実感としては高まっていると思う。学生がきちんと勉強したいと思っている。それぞれの専門では、何か勉強しようと思うと入り口は見つかつてきている。そうなるとう度は質を上げた教育をもっとしてほしいということが学生から出てきている。早稲田大学にはジェンダー関連の大学院はないし、それがすぐにできるというわけでもないが、そういう研究的な関心を学生が持ち始めていることをどう支えるかは、

課題になってきている。

第2に、学内のいろいろな組織との連携である。特にダイバーシティ推進室、ハラスメント防止室、GSセンターとの連携は非常に重要な課題としてある。講演会の共催や各委員会の委員を担ったり、いろいろな相談ごとがあったときに一緒に考えることをしている。

第3に、ジェンダー研究所自体のあり方も課題である。研究所の組織は学内学会みたいなので、研究所員は非常に皆さん熱心で、それぞれのことも本当に一生懸命なのであるが、大学が設置するセンターにはならないという問題がある。

学外や海外からも早稲田のジェンダー研究所というのでコンタクトがあり、こういう研究に来ているけれど会えないかとか、突然メールが来たりする。しかし、常設のスタッフはいない、場所もないという状況なので、授業などで何回かお断りしたというような状況がある。なかなか海外とうまくつながれない。ただ、個人的につながりを持っている先生たちがそれぞれいるので、レクチャーをしていただく機会を設けたりしている。

少し広く緩く、ゆっくりとみたいな感じで、20年間続いてきたと思っている。

（神尾真知子）

(5) 国際基督教大学の取組み

2021年1月14日に行われた国際基督教大学教授の生駒夏美先生へのインタビュー及び生駒先生のご提供の資料に基づき、国際基督教大学（以下「ICU」という。）のHPも参考して、ICUにおけるジェンダー教育について紹介する。

(i) 経緯

ジェンダー・セクシュアリティ研究（GENDER AND SEXUALITY STUDIES）メジャー（以下、「GSSメジャー」という。）の成り立ちは、ジェンダー研究センター（Center for Gender Studies, 以下「CGS」という。）の成り立ちと深く結びついている。

1990年代には人権委員会が設けられ、人権問題に対処する姿勢は大学設立当初からあった。1990年代に、社会学の田中かず子先生が一人で、「セクシュア

リティを考える会」を設立した。そして、その田中先生も中心的なメンバーとなって、1997年に「セクシュアルハラスメント防止規程」が作られた。そこに、性的指向による差別発言もセクハラにあたることが明記された。

2003年に、トランスジェンダーの学生から、自分の学籍簿の性別が戸籍の性別になっているのが苦しくてたまらないという相談があり、大学側と学籍簿の性別を変えられないか交渉し、その結果、学籍簿上の性別が変更できるようになった。出席名簿にも性別を載せないことが決まった。

性的マイノリティ学生の支援やジェンダー研究の拠点作りのための活動を続けていく中で賛同者が増え、当時の学長の支援も受けて、2004年4月CGSが開設された。

CGSは、7つある大学内の研究所の一つである。研究所員には、大学に所属する専任教員、非常勤教員で希望する者が所定の手続きを経た上になれる。現在は25名の所員と3名の助手が所属している（2021年1月現在）。

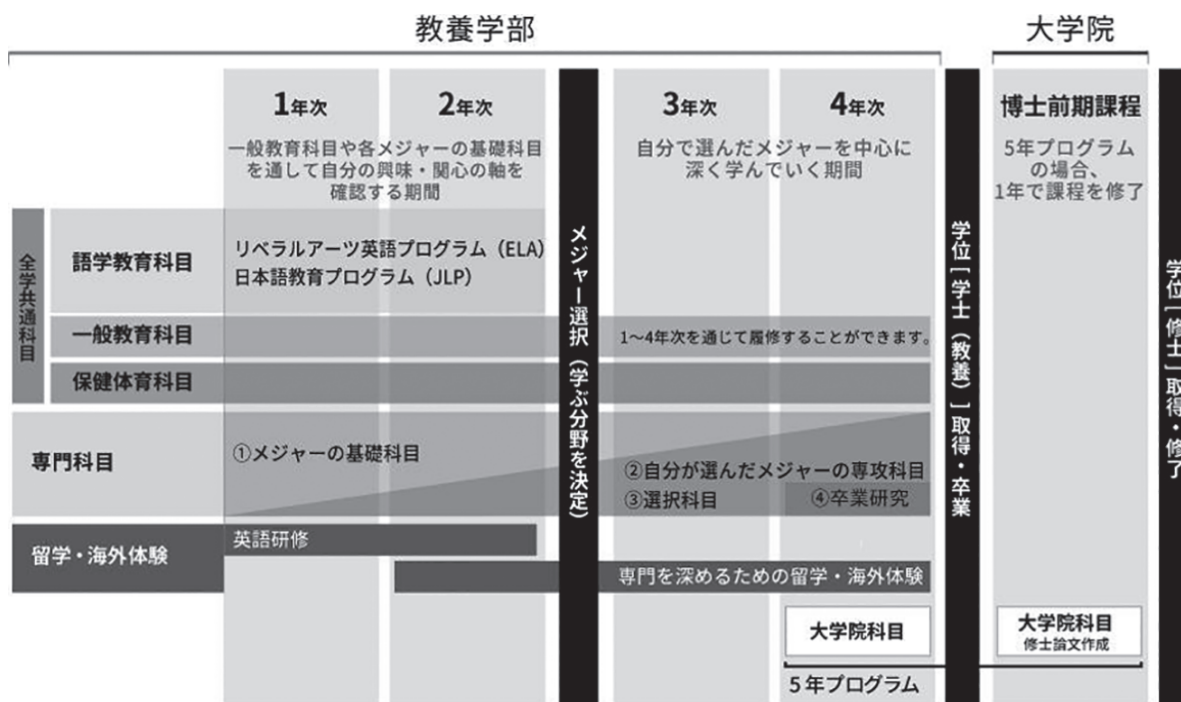
CGSは、教員のオフィスがある建物の2部屋を繋げて使っている。学生が入れるように開所時間中はドアを開け、いろいろなパンフレットなども自由に取れるようにしている。

他の研究所との違いが2つある。ひとつは、他の研究所は教員の研究活動のためであるが、CGSは学生に開かれている点である。冷蔵庫とかお茶を飲むスペースがあり、ジェンダー研究関連書籍を一堂に集めている図書室機能も持っている。学生が来られるコミュニティスペースという感じで構想されたものである。

もう一つは、学際プログラムであるジェンダー・セクシュアリティ研究の母体となっている点である。PGSS (Program in Gender and Sexuality Studies) という学際プログラム自体は、CGSができた1年後の2005年から開始された。ICUの学部は教養学部ひとつであって、当時は社会学科、人文学科などの6つの学科が存在していた。学際プログラムは、その複数の学科にまたがるプログラムということで構成されていて、その中にジェンダー・セクシュアリティ研究があった。必要な単位を満たせば、ジェンダー・セクシュアリティ研究のプログラムを取ったという証書が、卒業証書と一緒にもらえた。

大学の制度改編により，学科制度からメジャー制に移行してからは，PGSSはGSSメジャーになり，現在31メジャーあるうちのひとつ（学際メジャー）になっている。ICUのカリキュラム全体図は，図表5のとおりである。

図表5 ICUのカリキュラム全体図



出所：ICUのHP

(ii) 現状

(a) ジェンダー・セクシュアリティ研究メジャー（GSSメジャー）

常勤教員が9人及び任期雇用のCGS専属の助教1人（CGSの業務統括と年1コースの授業を担当）がいる。GSSメジャーに所属する教員は，必ずしもCGSの所員が自動的になるわけではない。CGSは活動内容に賛同する人が集まっている。一方で，GSSメジャー所属の教員は，スペシフィックにジェンダー・セクシュアリティ研究を教えられる教員になる。

常勤の教員はすべて，8つの部門のいずれかに所属し，かつ31のメジャーのいずれかに属している（兼担）。

GSSメジャーと冠され独自につくられたコースは，「ジェンダー・セクシュ

リティ研究へのアプローチ」, 「宗教とジェンダー」, 「ジェンダーと国際関係学」, 「ジェンダー, セクシュアリティと批評理論」, 「ジェンダー研究特別講義 I」, 「ジェンダー研究特別講義 II」の6つである。他のメジャーでオファーされているものを, GSS メジャーでも単位として認めてリストアップしている。

100番台が基礎科目, 200番台が中級レベル, 300番台が上級レベル, さらに, 大学院もあり, 大学院のコースの一部は, 学部の上級レベルの学生でも取れるようになっている。

100番レベルの基礎科目では, 「ジェンダー研究へのアプローチ」(3単位)が, コアコースとされている。ジェンダー研究はこういうことができるということを知らせる初歩レベルのコースになっており, GSS メジャーを専攻する学生には取るようにすすめている。

ICUでは, 卒論が必須なので, GSS メジャーとして卒論発表会をしている。

GSS メジャーの学生数は, 年間30人くらいではないかと思う(1学年600人前後)。学部レベルでジェンダー・セクシュアリティ研究ができるのは, ICU ぐらいしかないので, 学生がそれを目当てに集まっているので, 段々増えている。男女比は, 大学全体が女性7割, 男性3割なので, GSS メジャーもおおよそそのような感じである。最近では, フェミニズムについて関心を持っている学生が増えた。

(b) ジェンダー研究センター (CGS)

CGS は学生が集えるスペースであり, GSS メジャーの履修相談にも応じている。また, ジェンダー研究関連図書室の機能や, 「ふわカフェ」といって, 安全な環境でジェンダーの話ができるイベントなどを開催している。CGS のメンバーを中心に, 大学に働きかけて授乳室をつくったり, 子育て中の教職員の要望を取りまとめて大学側との交渉を行ったりしている。

「ふわカフェ」は, 学生がジェンダーやセクシュアリティのことを, ふわっとおしゃべりできる集まりで, 予約不要で1学期に1回程度実施され, テーマについて話をする。ひとりの人が発言する時は他の人は傾聴するなどのルールが決まっていて, 安心して話せる。すべて助手や大学院生が運営している。

R-Weeks というイベントも行っている。大学の公式行事で C-Week（クリスマスチャリティ週間）があるが、CGS はこれに倣って独自に R-Weeks を設定した。R は、レインボーウィークでもいいし、リスペクトでもよいが、あえて R-Weeks と呼び、パネル展などを行っている。そこでは、趣旨に賛同する教員の顔が分かるように写真とメッセージを出し、学生が特に LGBTQ フレンドリーな教職員を知って相談に来やすくなるようにしている。また、そういう雰囲気やキャンパス内に広めるという意味もある。R-weeks のイベントとして、レインボー同窓会も開いている。

年 1 回学術雑誌ジャーナル「Gender and Sexuality」を発行している。投稿論文や研究ノート等の研究関連論考や、CGS の年次活動報告を掲載し、ジェンダー・セクシュアリティに関わる議論を深めるひとつの場を作り出すことを目的としている。

2009年に、CGS と一橋大学 CGraSS の共催で、「多摩ジェンダー教育ネットワーク」が発足した。他の多摩地区の大学と結び合い、個人でジェンダー関係を教えている先生方とつながり、一緒に支え合うことを目的としている。

ジェンダー、フェミニズム、LGBTQ などの学生サークルが立ち上がった時に、それを支援して、発表の場を提供したり、CGS の外部講師を呼ぶ予算を使って学生たちの呼びたい講師を呼ぶこともある。

また、大学に働きかけて、授乳室をつくったことがあるが、それでは足りなくて託児施設をつくってもらいたいと運動している。

ジェンダー・セクシュアリティ特別相談窓口を、2014年から大学に働きかけて開設してもらった。ジェンダーやセクシュアリティのカウンセリング資格を持っている専門のカウンセラーに週 1 回来てもらっていた。今は、カウンセリングセンターに統合され、ジェンダー・セクシュアリティ担当のカウンセラーが常勤している。

大学の施設などにも要望を出している。たとえば、LGBTQ フレンドリーな学生寮ができた時に、新入生がそこで何か差別的な言動に遭ってしまうと大変なので、学長宣言を出してもらった。もともと ICU では、新入生は全員入学時

に世界人権宣言にサインするが、その人権のなかに LGBTQ も含まれること、アウティングをしてはいけないこと、多様性を確保することを大学の方針とすることを当時の学長が宣言し、大学のHPの第1ページに出すということをした。

CGSの活動としては、学問として学ぶだけではなく、学生支援も一つの柱としている。

(iii) 課題

第1に、人事の問題である。CGSやGSSメジャーには人事権はなく、人事権は部門にある。たとえば、GSSメジャーのメンバーの先生が引退され、新たに科目の教員を採用する時に、CGSやGSSメジャーとしては、フェミニズムにコミットする方がほしいと希望するが、部門が人事権を持っているので、GSSメジャー側がほしい人を採ってもらえない。

第2に、理系の授業がGSSメジャー内にはないことである。今のところ、理系でGSSメジャーに関係したことを教える教員がいない。

第3に、選択肢が多いので、学生指導がむずかしいことである。選択肢に幅を持たせているので、目的意識がしっかりしていて、選択する能力のある学生ならばよいが、いろいろ面白いと思った科目を取っていつているうちに、どっちつかずになってしまう学生も見られる。

(神尾真知子)

2. フランスの大学におけるジェンダー教育

以下の報告は、2021年2月3日にクリスティヌ・プランテ氏（リヨン第二大学名誉教授、専門：フランス19世紀文学、所属機関：UMR IHRIM）によって行われた「フランスの大学におけるジェンダー研究概念、その導入、その利用法、および研究分野の構造化を振り返る」と題するレクチャー（Zoomを利用して実施し、共同研究者全員が参加）を基軸にすえている。当日のレクチャーに加え、プランテ氏から予め送付されたパワーポイントの内容および講演者と筆者が話し

合い確認した事項，日を変えて同じく Zoom を利用して行われた質疑応答（共同研究者全員が参加）を参照し，法学部におけるジェンダー平等教育の導入に関して示唆的な報告を行うことを念頭に，筆者がまとめた内容である。プランテ氏は，高等教育へのジェンダー教育の導入に携わった草分け的存在の一人であり，その経験は，今後私たちが企図するジェンダー平等教育の導入に当たって多くの示唆を含むものである。

フランスの高等教育機関におけるジェンダー教育は，フランスという国の言語・文化・社会・政治状況と密接にかかわっているため，以下においても，その点を考慮して記述を展開する。

(1) 経緯

(i) ジェンダー概念の受容と『ジェンダー研究入門』の出版

1990年出版のジュディス・バトラー『ジェンダー・トラブル』の仏訳は，ようやく2005年になされた。フランスではバトラー受容は少数の非常に専門的な研究者たちや活動家たちによってなされていたが，バトラーの業績はフランスの進歩的な研究者や教員を含め，批判の対象となり大規模な拒否反応が示された。プランテ氏によれば，その理由の一つは言語的なもので，「ジェンダー」は英語では他の意味上の価値をもっているため，フランス語に翻訳するのは難しい語とされてきたこと。次に政治的理由としては，フランス的普遍主義を問題視するものと見られていたこと。さらに政治的・文化的な理由としては，アメリカの覇権主義による支配の一形態とも考えられており，このような考え方や分析を展開することで，フランスの文化や言語を弱体化させる危険性があるとされた。そのため，バトラーの作品を読んだことがなくても，あるいはその内容を知らなくても話題になることが多く，揶揄をもって評されることもあった。

プランテ氏は，ジェンダー教育を考えるにあたって，それぞれの国の特異性を念頭に置くことの重要性を指摘した。フランスの特異性の一つは，伝統的に他の近隣諸国よりも平等主義的な文化をもつ国という意識にある。この確信が

明確に示されてる著作の一つが、モナ・オズーフ著『女性の言葉—フランスの特異性に関するエッセイ』(*Les Mots des femmes : essai sur la singularité française*, Fayard, 1995)である。オズーフによれば、絶対王政期の貴族社会において、女性は宮廷でもサロンでも文化的な生活の中で居場所を持っていた。そしてこの古いモデルのゆえに、フランスは女性にとって好ましくない2つのモデル—アングロサクソンの両性の間の戦いのモデル、すなわち暴力的な闘争のモデルと、地中海的なマッチョな男支配のモデル—をまぬがれることができた。この特異性はフランス革命後も生き残ったというのがオズーフの主張である。プランテ氏はこの考えを否定するが、一方でこの表象は幻想的であるという批判をまぬがれないにもかかわらず、人々の心と文化の中で強く生きていと指摘した。

もう一つの特異性が、普遍主義の価値観への執着である。すなわち、誰もが法の前に平等であり、我々は、性別、出自、人種や宗教による差異を容認しない、という考えである。21世紀の初めまで、知的分野や教育におけるジェンダー概念の導入に対する数々の抵抗は、フランスの社会、文化、制度の基盤としての既存の確固とした普遍主義への愛着によって説明されてきた。

にもかかわらず、国際的な関心の高まりのなかで事態は変化していった。ヨーロッパの交換留学プログラムでフランスの大学で学ぶ機会をえた留学生たちのなかには、女性とジェンダーに関するプログラムを希望する人が多くいた。こうした状況で、社会の他の機関に比べて非常に変化が遅いのが大学であるが、2010年以降は社会の変化にあわせて答えを出すことを迫られた。

その動向の具体的な帰結の一つが、2010年に出版された『ジェンダー研究入門』(Bereni, Chauvin, Jaunait, Revillard, *Introduction aux études sur le genre*, de boeck,)である。ジェンダーを教育の分野で扱おうとした場合には参考となる教科書的書籍が必要であり、このマニュアルはその要望に対応するものだった。プランテ氏は、この本がベルギーの出版社であるドゥ・ブロック社によって出版されていることに注意をうながす。つまり、2010年の時点で、フランスの出版社はジェンダーに関する学際的で学術的な教科書を出版するというリスクを冒そう

とはしなかったというのである。

歴史学，社会学，政治学を専攻する研究者たち4名によるこのマニュアルは，共通のコアを特定しようとして，一つの共通の定義を提案した。その定義によれば，ジェンダーとは，ある種の社会構築，建設的なモデルを示すことを可能にする。その理解と批判は，女性だけを扱うアプローチではなく，女性と男性の関係性のアプローチを必要とする。その理解は，両性間の権力関係が問題であるという認識にいざなうものである。この定義はその後に異なるプログラムで広く使われることになった。つまり，不平等と支配に関する検討が重要であるという認識の共有が行われた。

(ii) 学問分野横断型ジェンダー研究の試み

21世紀の初めに，フランスの15の大学，特に人文科学系の大学間で，ジェンダー教育・研究に関するネットワークが構築された。このネットワークによって，異なる諸大学の教育実践を比較することが可能になった。2001年に構築されたRING研究連盟（ジェンダーに関する全国学際的大学間ネットワーク）は，2013年まで存続した。プランテ氏はこのネットワークの運営委員の一人であった。フランスにおけるジェンダー研究の特徴の一つは異なる学問分野を横断することであるため，分野横断型の学際的なプログラムを立ち上げるのに役立ったという。

さらに学問分野横断という点から注目されるのが，プランテ氏が責任者となって開催されたりヨン人間科学研究所（l'Institut des Sciences de l'Homme de Lyon）主催のセミナー「ジェンダーに関する学際的研究—質問，概念，方法」（2004年から2015年まで継続）である。文学が専攻であるプランテ氏は，社会心理学専攻の教員，さらに社会学者の教員と共同して参加者の指導にあたった。当該セミナーについて特筆すべきは，当初5年間は参加者に単位が認定されなかったが，その後は修士・博士課程に所属する学生に単位が認定されるようになったことである。研究所主催のセミナーが大学機関での単位認定の対象になっていくという状況は，学問の活性化を考えるうえで示唆的である。

(iii) 地域社会の関与

教育に関しては国家主導で進むことが多いフランスであるが、学校教育、とくに大学教育に関しては地方の役割が重要であったし、今後もそうあり続けるだろうとプランテ氏は指摘する。その一例として挙げたのが、ローヌ＝アルプ地方が出資したプロジェクト「クラスター13 文化、文化遺産と創造」(2005-2011)である。地方が一定の研究分野を奨励し推進するシステムで、ジェンダー、女性の平等、セクシュアリティをテーマにしたプロジェクトも年に2～3件支援を受けた。地域や一部の民間資金による支援の実績は、大学にジェンダーというテーマの重要性を理解させるのに役立った。

もう一つの地域社会の関与の例としてプランテ氏が挙げたのが、イル・ド・フランス地方がジェンダー研究を発展させるために2006年に設立したエミール・ド・シャトレ研究所(IEC)である。IECは、女性、性、ジェンダーに関する研究と教育の発展のために、博士課程登録者やポストドクターの若い研究者に諸手当を提供し、科学的なイベントへの資金援助を行い、一般公開の科学シンポジウムやセミナーを開催している。IECは、研究者たちとジェンダー平等のために活動する社会・経済・政治分野の個人や組織・機関との間、またさまざまな分野間の対話を促進することを目ざしている。

地域・地方の公共団体がイニシアティブをとって支援するこれらのケースは、大学でのジェンダー研究の活性化にとって有益であり、社会と研究機関をつなぐ役割を果たしている。社会貢献という観点から、大学側も何らかのかたちで地域に働きかけ協働していくことが、この分野の研究の進展につながり、よりよい社会の実現に寄与すると思われる。

(iv) 報告書「男女平等、ジェンダー研究のための戦略的方向性」と実現しなかった提案

プランテ氏は、2010年から2012年までの2年間、高等教育・研究省が主導した「男女平等、ジェンダー研究のための戦略的方向性」という報告書の起草に参加した。その目的は、2013年の「万人のための結婚」(いわゆる同性婚法)の

問題を中心に政治的な議論が活発に行われていた時期に、大学がどのようにしてこの新しい研究分野を受け入れ、教育の場に反映させることができるのかを検討することであった。人文科学や社会科学のあらゆる分野から20人ほどの研究者が集まって、多くの提言を出した。いくつかは採択され、現在でも適用されている。

採択されなかった提言のなかには、氏が提案したものもあった。ひとつは、人間科学と人文科学の全分野において、また学士号の最初の3年間に、一般的な「横断的ジェンダー」の授業を置くこと、二つ目は、すくなくとも「歴史におけるジェンダー」、「文学におけるジェンダー」、「法律におけるジェンダー」の授業が全員に義務づけられることである。この提言は採用にいたらなかった。

(v) リヨン第二大学におけるジェンダー教育の開始

フランスにおいてジェンダーに関する修士号が導入され、高等教育・研究省に正式に認められるようになったのは、2014年である。それ以前にも、ジェンダー、平等、女性に関する授業がすでに存在していた。様々な大学で、様々な分野で、あらゆるレベルで、いくつもの授業が開設されていた。しかし、それらは専門的知を有し興味をもっていた個人や小さなグループが導入したものであった。彼らはこの新しい授業を受け入れてもらうために、大学を、学部を、学科を説得して、これらの授業を導入することに成功した。学生もたくさん集まっていたが、公的な枠組みによって設定されていないという脆弱性もかかえていた。

プランテ氏が教鞭を取っていたリヨン第二大学では、ジェンダーに関連する修士課程はまず、「男女問題コース」の設置からはじまった。このコースを選択した場合、学生の研究テーマ・論文はこの分野に関連するものでなければならず、修士に在籍している2年間のそれぞれの年で、関連のゼミを少なくとも一つは履修していることが必要であるとされた。「平等のためのプログラム」（暴力や不平等と闘うためのプログラム）が存在していたが、これは教育課程ではなかった。それが、平等に関する専門職の研修を提供する修士号「ÉGALES

(エガール)」に発展した。

(2) 現状

プランテ氏が教鞭を取っていたリヨン第二大学の例を取り上げる。現在では、「ÉGALES (エガール)」も含めて、以下のとおり、ジェンダーに関する6つのコースが設定されている。

- ① ÉGAL'APS (Égalité dans et par les Activités Physiques et Sportives 身体活動・スポーツ活動における / を通してのジェンダー平等) は、ジェンダー研究と STAPS (Sciences et Techniques des Activités Physiques et Sportives 身体活動・スポーツ活動の科学と技術) を組み合わせたフランスで唯一の修士課程。
- ② ÉGALES (Études de Genre Actions Liées à l'Égalité dans la Société 社会における平等に関する活動のジェンダー研究) は、1. EGAL'APS と同様に、ジェンダー研究の学際的な修士課程。
- ③ ÉGALITÉS (Études de Genre Analyses Lectures Interdisciplinaires pour Tisser l'Égalité dans la Société, 社会における平等を構築するための諸学提携による理論や分析のジェンダー研究) は、ジェンダー研究の学際的な修士課程で、教育と社会化、仕事と組織、公共政策、カップルと家族、スポーツと身体活動、セクシュアリティ、暴力など、さまざまなテーマについての理論や調査活動のコース。
- ④ ÉGALITÉS en Formation Continue (Études de Genre Analyses Lectures Interdisciplinaires pour Tisser l'Égalité dans la Société en formation continue, <生涯教育での>社会における平等を構築するための諸学提携しての理論や分析のジェンダー研究) は、ジェンダー研究の学際的修士課程で、生涯教育の一環として人々が容易にアクセスできるよう、1年または2年間にわたって修士課程レベル2での学修を提供する。ジェンダーと平等の概念を理論的な観点から、また具体的な文脈での実践において取り上げる。
- ⑤ GLC (Genre, Littératures, Cultures, ジェンダー, 文学, 文化) は、ジェンダーと文学研究を専門にしたい学生のために設計された単一分野の修士課程。

- ⑥ MATILDA (Histoire des femmes et du genre en Europe XVIII-XXe siècles, 18-20世紀のヨーロッパにおける女性史およびジェンダー史) は、様々なテーマ（教育、労働、移民、社会参画、市民権など）に基づき、現代社会の構築におけるジェンダーの役割を探求しつつ歴史研究にたずさわる学生を養成する単一分野の修士課程。

フランスでは、終身雇用の大学教員になるには博士論文が必要で、国家大学評議会で資格を取得しなければならない。この評議会は学問分野に基づいて組織されていて、社会学、哲学、歴史、法律などの分野に分けて候補者が募られる。採用後も、国家大学評議会が業績と昇任を管理している。したがって、大学においてジェンダー、平等、女性に関する教育や研究を担う研究者は法律や社会学などの自分の専門を有したうえで、ジェンダー教育・研究を自らの専門に関連させつつ同時・並行的に行っていく必要がある。

(3) 課題

冒頭で述べたとおり、フランスの高等教育機関におけるジェンダー教育はフランスという国の言語・文化・社会・政治状況と密接にかかわっているため、今後の課題に関しても多角的な考察を必要とする。

(i) フランス語の問題

フランス語の特徴に由来する問題は、ジェンダーを考えるさいに不可避免的に提示される。男女の二分化が非常に強く染みついているラテン語を起源とするフランス語では、発話の際に人それぞれが常に自分の性別を示さなければならないという強制がある。たとえば「私はフランス人です」と言うとき、男性による発話と女性による発話では、「Je suis français.」「Je suis française.」という相違があり、話者は発話するときに性の自認を行わざるをえない。一方で、「私たちはフランス人です」という場合は「Nous sommes français」となり、たとえ構成メンバーが女性多数で男性一人であっても、集団に関する表現の中では女性の存在が非可視化されてしまうという問題がある。女性を可視化する

ためには、男女別々にして表現する必要がある、今日では、この言語学的な困難を乗り越えるための解決策が、非常に活発な議論の対象となっている。その一つの取組みが「包括的表記法」といわれるもので、通常の表記法であれば、「研究者たち」(« chercheurs »), 「教員たち」(« enseignants ») となるところを « chercheur·e·s » « enseignant·e·s » と記述することで、女性が含まれていることを明示する。また役職や職業を表わす語に明確な女性形を使用することを含めて、言語の変化がみられる。例えば「作家」という語では、女性であっても「auteur」と言うべきか、「auteure」や「autrice」と言うべきかという議論が広く行われている。

(ii) 二つのアプローチ：ジェンダー研究とフェミニズム研究

1970年代のフランスでは、いわゆる「第二波フェミニズム」と呼ばれていた時代に、(男性性に比しての)女性性の差異を肯定的にとらえ、それを賞賛し称揚する流れが特に文化や文学研究において非常に重要であった。その一例としての「女性的エクリチュール」という概念は、女性性の差異の肯定という認識にとって非常な重みをもっていた。もちろん、「女性的エクリチュール」を称揚するとなると、「女性的／男性的」の区別はある種の構築の結果にすぎないという説明を簡単に受け入れられなくなり、このことはジェンダー概念の導入を妨げてきた一要素であったし、プランテ氏によれば現在もなお存在し続けている問題である。

プランテ氏が強調したのは、ジェンダー概念は、他の権力関係、経済的・人種的支配との交差点にそれを置くことによってのみ、研究が可能となるような学問であるという点である。フランスでは歴史的にみると「女性学」、「フェミニズム研究」、「男性—女性学」などの名称で扱われてきた研究に加えて、LGBT、LGBTQ研究があり、ここ4、5年はインターセクショナルリティ、インターセクショナルリズムの研究が重視されてきている。

いずれにせよ、フランスではジェンダーという概念は最も包括的で総合的なものである。大学では、すべてのことが「ジェンダー」という言葉を通して語

られている。しかし、世界的な広がりを見せた Me Too 運動以降、「フェミニスト」という言葉がますます使われるようになってきており、大学外、すなわち出版界、メディア、社会や政治の分野ではますます「フェミニズム研究」という言葉が多用されている。この事実は、大学における教育・研究に課題を突きつける。この2つのアプローチの間に一致と対立があるのかないのかという検討がまず必要であるし、この検討の結果は大学のジェンダー教育プログラムと無関係でないことを、プランテ氏は指摘した。

(iii) 教育課程と研究者に関する問題

先に述べたように、「男女平等、ジェンダー研究のための戦略的方向性」報告書において採択されなかったのが、学士レベルにおけるジェンダー授業の導入である。英語や法律、歴史などの学士号があるのと異なり、ジェンダー学の学士号は存在しない。修士課程以前にジェンダーという専門あるいはコースがないということは、大学の第一段階でジェンダー教育を実施することがあまり奨励されていないことを意味する。不平等と闘うという意識を持つことが重要であることはもちろん、修士・博士レベルの研究水準を上げるためにも、もっと早い時期に教育を開始することが非常に重要である。ところが、決定は大学の判断と裁量にすべて委ねられている。これらの教育科目は学生からの需要があるので、大学はこれらの科目を導入することで学生を集めることができるのはわかっているが、それは義務ではなく、非常にばらばらな状況にある。名称・用語も様々で、全体像を把握するのは難しい状態でもある。学士レベルにおけるジェンダー教育の不十分な状態は、フランス高等教育の大きな問題点の一つといえる。

先に述べたように、大学での終身雇用の教育・研究職をめぐっては、法律、社会学、歴史、文学などの専門を有することが必要となる。したがって、ジェンダー研究ばかりしては自分の専門分野に関する認知度が低くなり、業績において不利益をこうむる可能性がある。フランスにおけるジェンダー教育は進展しているものの、さまざまな側面でさらなる改良の余地がある。

プランテ氏はジェンダー教育を開発する際に予め検討しておくべき諸点として、自らの経験から以下の諸点が重要であるとされた。これらは他の授業とも共通する点が多いが、法学部でジェンダー平等教育を導入するにあたっては、あらかじめ入念に考慮しておくべきであると思われるため記した。

- *教育を行う動機（目的について正確な考察を行う）
- *達成目標の明確化
- *需要分析（機関トップの意向，学生の関心，研究者・教員の研究成果）
- *個別授業 / カリキュラム全体の提案（それによって，コーディネートの必要性の有無の検討が必要）
- *科目等の名称の選択
- *他国との比較の要素の導入：一国の限定的な尺度からの解放
- *対象者（すべての学生，興味関心のある学生，女性が中心かなど / 学系横断的，特定の学問分野か）
- *レベル（学士・修士・博士，どの学年か）
- *誰が教えるのか（専門の知識をもってまったく新しい知見を提示する研究者か，それ以外の人材か）
- *受講者があらかじめもっている知識の把握
- *履修者の数
- *複数科目がある場合，そのあいだでのコーディネート（基本的な概念の共有など）
- *教科書の選択
- *評価方法の厳正化

（江島泰子）

3. ドイツの大学におけるジェンダー教育

ドイツのジェンダースタディは、右派政党・団体から「ジェンダー妄想 Gender Wahn」（ジェンダー関連立法や包括的な表現に対し，それが過度で誤った男女平等と思われるように，侮蔑的，中傷的意図で用いられる言葉）や「エセ学問」な

ど、ここ数年の逆風の中で侮辱されることもあるが、この攻撃は、既存の立場を喪失することへの恐怖だろうとドイツのジェンダー研究者たちは見ている¹⁸。大学など高等教育機関での学びを支援する Studies Online では、ジェンダースタディの概略や内容、成立経緯だけでなく、学部や修士課程での勉強の過程、経済的負担、学部や修士を終えた後のキャリア¹⁹の可能性などについて知ることができる。それによるとドイツでジェンダースタディを学べるの10都市以上に上る²⁰。ジェンダースタディ（ジェンダー研究、ジェンダーとダイバーシティ含む）を開講しているのが14大学あり、ケルンの2大学ではジェンダーとクイアスタディが展開されている²¹。これらはいわゆるジェンダースタディ及びジェンダー関連学を大学や大学院で修了する（主専攻、第二専攻、副専攻などの違いはある）ものであるが、その他にもジェンダー関連科目を開講している大学もある。

ドイツ語圏におけるジェンダー研究の必要な役割を担う施設としては、ベルリン自由大学 Freie Universität Berlin (FU) のマルゲリータ・フォン・ブレンターノ・センター Margherita-von-Brentano-Zentrum (MvBZ) の活動が特徴的である。MvBZ は研究者や学生にとっての情報源でもあり、様々なジェンダー関連イベントを開催する主体でもあり、大学の教育者に対してジェンダー教育の重要性を示す場でもある²²。

(1) 経緯

(i) マルゲリータ・フォン・ブレンターノセンター (Margherita-von-Brentano-Zentrum, MvBZ) の成立経緯

MvBZ は、女性・ジェンダー研究支援センター (Zentraleinrichtung zur Förderung von Frauen- und Geschlechterforschung, ZEFG) および学際的ジェンダー研究検査センター (Interdisziplinäre Zentrum Geschlechterforschung, IZG) を前身組織として、2016年に設立された組織である。

女性研究者の正当な参与と女性・ジェンダー研究・教育統合のため構造的基盤となるべく、女性・ジェンダー研究支援センター (ZEFG) が1981年に設立

された。この種の施設は（西）ドイツの大学で初めて作られたものである。研究や教育での学問の世界にみられる男性中心主義や女性劣位に対して、10年にわたるフェミニストの抗議が行われたことで、このセンター設立となった。

2016年初頭に MvBZ に組織が移るまで、ZEFG は教育、研究、出版活動など、FU の女性学・ジェンダー学やダイバーシティ学を主導し支援してきたが、教育におけるジェンダー、出版支援、データ収集といった本質的な部分が MvBZ に統合された。ZEFG が行ったイベントの記録は MvBZ のホームページで確認でき、そのうちビデオアーカイブになっているものもある。

(ii) 学際的ジェンダー研究センター (IZG)

2011年末、FU のジェンダー研究ネットワークを強化するために学際的ジェンダー研究センター (IZG) が作られた。これは学科の垣根を越えて対話を支援し、潜在能力を結実させるものであり、FU の教員、研究者たちのアイデア、プロジェクト、視点を繋ぎ、可視化さようとするものである。研究会ではジェンダー研究の新たな成果が生み出され、有職研究者と若手研究者との交流の場としても機能している。2016年から MvBZ に引き継がれ、従来の IZG 理事らはプロジェクトチームを形成して研究をさらに進めている。

(2) 現状

MvBZ が担うジェンダー教育について、以下述べる。

(i) 教育におけるジェンダー

MvBZ は、教育の活性化、支援、データ化の促進を課題としている。とりわけ「ジェンダーとダイバーシティ」領域における専門知識を広げ、その教育支援に力を入れている。

FUの学部生に対しては、一般職業準備クラス (Allgemeine Berufsvorbereitung: ABV, (ii)で詳述) において、5つの異なるモジュールで「ジェンダーとダイバーシティの専門知識」を提供している。

MvBZ のホームページでは、「教育におけるジェンダーとダイバーシティ」についてのツールボックス (iv) で詳述) にアクセスすることができる。ツールボックスは、ジェンダーやダイバーシティを知る高等教育教材として資するものである。ジェンダー、クイア、高等教育のセクションを超えたテーマを繋ぐために、MvBZ は高等教育教材の作成をさらに進めるべく取り組んでいる。MvBZ は、FU でのジェンダーとダイバーシティ領域における学生プログラムの記録も行っている。

(ii) 一般職業準備クラス (allgemeine Berufsvorbereitung: ABV)

MvBZ は FU の学部生が一般職業準備を学ぶ上で、主たる講座を提供している。これはジェンダーとダイバーシティ能力を5つのモジュール²³で培うものである。

全てのモジュールが講義期間中に開催され、2日間のトレーニングも開催される。オンライン授業でこのトレーニングは様々な方法を使って行われる。トレーニングの目的は、インプット、ディスカッション、とりわけグループでの双方向的な方法 (40名以内の小グループで意見交換の演習をするなど) でもって、参加者たちが信じ込んでいる社会的な相違に敏感になるようにすることである。特定の価値、行為基準、コミュニケーションスタイルの省察は、今日求められている職業上重要な能力を形成する前提となるものであり、司会進行能力、ディスカッション能力、チームでのリーダーシップ能力など形成に資するものである²⁴。

(iii) なぜジェンダーとダイバーシティなのか？ ジェンダーとダイバーシティのコンセプト

まず、社会カテゴリーとしての性別 (ジェンダー) は、職業生活において大きな役割を果たしている。承認のされ方、昇進のチャンス、収入、その他多くの歴史的・文化的にもたらされた性的秩序により、業績評価、働き方、見た目などの問題がある点が指摘される。次にジェンダーのみならず、その他の異な

るカテゴリー，例えば年齢，社会階層，エスニシティ，宗教，性的指向性などのダイバーシティが様々な在り方で個人や集団の場，リソース，チャンスに影響を与えている点が挙げられる。

学生は将来的に働き手として，多くの職業領域で機会平等やダイバーシティマネジメントを身に着けていることが期待される。一般職業準備領域でのジェンダーとダイバーシティの講座は，学部生にそれに見合った能力を身に着けられるようにしている。

ジェンダーメインストリーミングとダイバーシティマネジメントの考え方は密接に結びついており，この課程の修了資格を持つことで，労働市場で意味を持つことになる。この修了資格は，国際化，人口統計学上の変化，社会国家の構造変換，労働形態や生活形態といった労働市場の変化にみられる社会的・政治的变化のプロセスの一つの帰結である。

ジェンダーとダイバーシティの専門知識は，国内・国際企業の人事管理や企業組織での働く際の前提であり，様々な企業や組織における反差別，平等政策，ダイバーシティマネジメントといった課題に対しての資格となり，チームでのリーダーシップ能力を培う上での基盤として，仕事を行う上でカギとして位置づけられている。

(iv) 教育におけるジェンダーとダイバーシティのためのツールボックス

「教育におけるジェンダーとダイバーシティ」では，高等教育でのジェンダーとダイバーシティの学びを転換させるような，様々なインフォメーションや実践的ヒントとなる情報をツールボックスサイトで公開している。(Toolbox・Gender und Diversity in der Lehre, fu-berlin.de) このサイトはドイツ語，英語，スペイン語で閲覧することができる。ここで特徴的なのは，高等教育機関で教育を行う教員に対しての注意点が示されていることである。これはジェンダー教育のみならず，教育全般に携わる者にとっての重要事項である。というのも，そうした教員の態度を合わせ鏡として，学生は社会での「常識」を醸成していくからである。

以下はツールボックス内で示されている，教員が留意すべきいくつかのポイントである。

- ① ジェンダー・ダイバーシティに意識を払った教授法のためのチェックリスト
ツールボックスでは，ジェンダーとダイバーシティ問題の教授法に関するチェックリスト，教育におけるジェンダーとダイバーシティ問題の表現について，教育におけるジェンダーとダイバーシティ問題の映像（写真・画像）利用について，といった項目が並んでおり，教育を行う立場でジェンダーやダイバーシティに関して留意すべき事柄が示されている²⁵。
- ②-1 教育におけるジェンダーやダイバーシティに意識を払った言語表現（Sprache）

言語表現は，それが話し言葉であれ，書き言葉であれ，身体表現であれ，教育内容から引き出されたものであり，教育内容を理解するための主たるコミュニケーションの形式となる。言語表現により規範，理念，観念が想起され，それが私たちの意識に影響を与えることで，個人間の関係性が作り出されることが示唆される。

話し言葉や書き言葉がもっぱら男性的な形式で用いられるなら，受け手はそこで記述された人物が男性であるという印象を受けるからである。

- ②-2 ジェンダーインクルーシブな言語表現へ

2017年にドイツ連邦憲法裁判所が性別に関して「第三の選択」を決定して以来，性のアイデンティティは様々あるという事への意識が醸成されてきた。従来法律上の身分を記入する際に「女性」もしくは「男性」としか表されなかったのに対し，性別記入を拒否したり，第三のオプションを選択することが憲法上許容されるようになった。2013年から18歳未満の子どもには認められていたように，性別欄を空欄にすることもできるが，これは適切な解決方法とは言えない。その結果2018年から，女性男性どちらのアイデンティティでもない人に対して，法律上の身分に第三の選択としての「divers」が使われるようになった。

このことで，性別にはたった二つしかないという考え方が，そうではない

人たちを周縁化し差別していたことを、言語表現レベルだけでなく、明らかに示した。

ある人の見た目や名前から、その人がどう呼ばれたいのかを知ることはできない。例えばある人が男性だと感じていても、その人は divers のアイデンティティだったり女性として呼ばれたいと感じているかもしれない。

これは理論的な熟慮をもって解明できるものではない。ある人にとって常に誤った名前と呼ばれ続けているならば、その人を大きく傷つけることになりうる。国民の3.3%がトランス、インター、もしくはどちらの性でもないが、この人たちは構造的・個人的な差別にさらされ続けている。言語表現上の問題を考えぬき、変えていくことで、そうした人たちに敬意を払い、反差別的であることを旨とする組織カルチャーを打ち出す必要がある。

ある人物がどう呼んでもらいたいのか打ち明けた時、絶対にそれを受け入れ、徹底してそれを守る必要がある。もしその人物をそれまで違った風と呼んでいたのならば、習慣を変えるのはそれほどたやすい訳ではない。まず話をするときには特に気を付けていく、もしくは「練習する」よう試してもらいたい。チームで架空の人物を想定して互いに話し合ってみてもよい。ある人の見た目から誤った呼び方をした場合には謝罪をする。その人に対して、別の人（個人やチーム）に対してもその希望する呼び方を伝えてよいか、もしくは伝えるべきか、聞いてみる。緊急の必要性がある時や話し合うことなく、その人がもう使っていない名前を使わない。これは蔑視的なことであり、明らかに禁止されるべきことである。(TSG 5条²⁶によりアウトティング禁止。)

言語表現における平等性は性に関してのみではなく、大学で大きな役割を占めているダイバーシティ、不平等といった他のカテゴリーについても留意する必要がある。価値を認め包括的な表現をすることは、差別的な表現や、植民地時代やナチの歴史と結びついた概念を回避するためにも有益である。

③ 教育においてジェンダー・ダイバーシティに意識を払った画像を使用すること

パンフレットやホームページ、講義の中でさえも画像はよく用いられるが、

その画像により人物像や状況理解が作られている。それは言語表現と同様である。画像表現は私たちの現実を知覚することに影響を与えている。画像表現にはステレオタイプや心情侵害を再生産しうる一方、新たな観点を拓き、標準的である表現に疑問を呈することもある。ゆえに画像に対して敏感であることは、ジェンダーやダイバーシティに意識を払った教育にとって重要である。

(3) 課題

主たる専攻として学ぶジェンダー学のみならず、一般教養として学ぶベルリン自由大学 MvBZ での意欲的な取組みを紹介してきた。

MvBZ の活動で特徴的なことは、ジェンダー関連イベントの開催やジェンダー関連活動などの記録の他、次の点が挙げられるだろう。

- ① ジェンダー科目は、どの学科の学生も取得できる共通の科目であり、「職業準備」として位置付けられていること。
- ② ジェンダー科目は、「ジェンダーとダイバーシティ」を強調しており、ジェンダー視点が多様性の醸成にも役立つこと、それが（とりわけ国際色に富んだ地域で活躍する）社会人として欠くべからざる素養として位置づけられていること。
- ③ クラスの人数制限を行い（事前申込制で40人以内）、グループディスカッションを効率的に行ったり、クラスの雰囲気維持するよう努められていること。
- ④ 教育におけるジェンダーについて非常に多くの情報が集積されており、そこに誰でもアクセスできるようになっていること。いわば「教師のための教育」が考慮されていること。

ドイツにおけるジェンダー問題への逆風にもかかわらず、むしろそうであるからこそ、MvB がジェンダーとダイバーシティの重要性を強調する取組みは、大学が将来にわたって社会に果たす役割を示唆しているのではないだろうか。これは日本でも同様である。クラスに人数制限があることや、「教師のための教育」などにおいては、相応の予算確保や人材育成が必要になり、それをいかに確保するかという課題もあるが、社会人としての準備の一環としてジェンダーとダイバーシティを結び付けて学ぶ MvBZ の試みは、人権理念に裏打ち

されたリーガルマインドをもって専門知を活かそうとする大学学部の理念とも合致するところであろう。今やジェンダーの視点を抜きにして学問や社会を語ることはできない。ジェンダーの視点を持つ第一歩としても、GI（ジェンダーイノベーション）や多様性重視などそれを社会に活かすツールとしても、大学におけるジェンダー教育への責任が問われているのではないだろうか。

（松島雪江）

4. 日本大学法学部の学生アンケート集計分析結果

(1) アンケート回答者について

このアンケートは、2022年度前学期に、自主創造の基礎、第二外国語、履修者の多い法律専門科目などを担当する法学部教員に対して、学生へのアンケート（グーグルフォームによる回答）の周知を依頼する形で行ったものである。

アンケートは教員の Google Classroom からリンクされたグーグルフォームを通じて匿名で回答する形式である。回答期間は2022年5月30日～6月19日の21日間であった。

回答総数は1309人で、アンケートを依頼した科目の履修者数2883人を母数とすると、45.5%と比較的高い回答率を得た。

回答者の学科別構成は、法律862人（約66%）、政経198人（約15%）、新聞103人（約8%）、公共政策81人（約6%）、経営法65人（約5%）で、法律学科の占める割合が大きい。

学年別構成では、1年435人（約33%）、2年484人（約37%）、3年269人（約21%）、4年121人（約9%）と、2年生が4割近くを占めて最も多く、次いで1年生が3割強、3年は2割、4年は1割に満たなかった。

性別構成では、女性487人（約37%）、男性822人（約63%）である。ちなみに2021年度現在の法学部1部男女比率は、男性67.2%、女性32.8%なので、男女比は、在学生の男女割合と比べ、若干女性の回答率が高い。これは全学科を通してみられる傾向であった。

(表 1-1) 回答者の属性 (実数)

学科	1年		2年		3年		4年		全学年		
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	男女計
法律学科	69	103	127	248	70	144	30	71	296	566	862
政治経済学科	41	96	13	21	5	16	2	4	61	137	198
新聞学科	44	19	22	7	4	4	1	2	71	32	103
経営法学科	11	12	8	16	5	11	1	1	25	40	65
公共政策学科	13	27	12	10	7	3	2	7	34	47	81
各学科男女別	178	257	182	302	91	178	36	85	487	822	1309
各学科学生数	435		484		269		121		1309		

(表 1-2) 回答者の属性 (学科別・学年別構成比)

学科	1年		2年		3年		4年		全学年		
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	男女計
法律学科	39%	40%	70%	82%	77%	81%	83%	84%	61%	69%	66%
政治経済学科	23%	37%	7%	7%	5%	9%	6%	5%	13%	17%	15%
新聞学科	25%	7%	12%	2%	4%	2%	3%	2%	15%	4%	8%
経営法学科	6%	5%	4%	5%	5%	6%	3%	1%	5%	5%	5%
公共政策学科	7%	11%	7%	3%	8%	2%	6%	8%	7%	6%	6%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
学年構成比	33%		37%		21%		9%		100%		

(表 1-3) 回答者の属性 (学科別・学年別男女比)

学科	1年		2年		3年		4年		全学年	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
法律学科	40%	60%	34%	66%	33%	67%	30%	70%	34%	66%
政治経済学科	30%	70%	38%	62%	24%	76%	33%	67%	31%	69%
新聞学科	70%	30%	76%	24%	50%	50%	33%	67%	69%	31%
経営法学科	48%	52%	33%	67%	31%	69%	50%	50%	38%	62%
公共政策学科	33%	68%	55%	45%	70%	30%	22%	78%	42%	58%
全学科	41%	59%	38%	62%	34%	66%	30%	70%	37%	63%

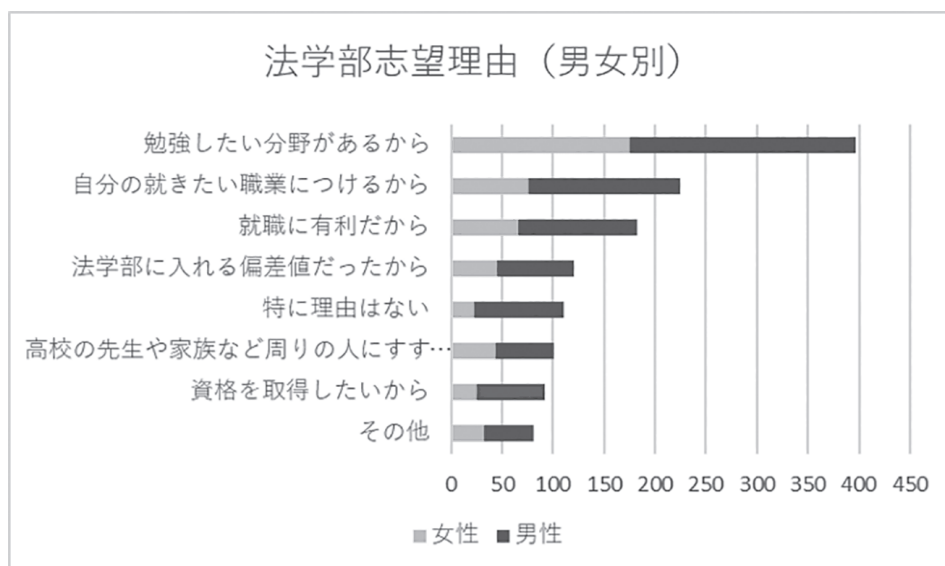
(2) 法学部志望理由について (単一回答)

法学部志望理由で最も多いのは、は「勉強したい分野があるから」(30%)で、次いで「自分の就きたい職業につけるから」(17%)であった。「就職に有利だから」(14%)や「資格を取得したいから」(7%)といった理由がある一方で、「法学部に入れる偏差値だったから」(9%)、「特に理由はない」(8%)など法学部での学習内容とは別の要素を挙げる人も一定数見られる。

学科別での大きな違いは見られにくいですが、公共政策学科では「自分の就きたい職業につけるから」の割合が大きくなった。また新聞学科では、「勉強したい分野があるから」の割合が大きい。

男女別では、女子学生の方が「勉強したい分野がある」の回答割合（女子の36%）が男子学生割合（男子の27%）に比して大きく、他方男子学生は女性学生に対して「特に理由はない」（男子11%、女子5%）が多かった。

他学部ではなく、法学部を志望した理由は何ですか。この中から最も強い理由を「1つだけ」お答えください。



（表 2-1）法学部志望理由（全体・男女・学科別・実数）

	全体	女性	男性	法律	政経	新聞	経営法	公政
勉強したい分野があるから	397	175	222	250	60	52	22	13
自分の就きたい職業につけるから	225	76	149	126	33	17	6	43
就職に有利だから	182	66	116	126	35	7	8	6
法学部に入れる偏差値だったから	120	45	75	76	20	8	10	6
特に理由はない	111	23	88	71	28	5	4	3
高校の先生や家族など周りの人にすすめられたから	101	44	57	75	7	5	8	6
資格を取得したいから	92	25	67	76	8	3	1	4
その他	81	33	48	62	7	6	3	3
	1309	487	822	862	198	103	62	84

(表 2-2) 法学部志望理由（全体・男女・学科別・構成比）

	全体	女性	男性	法律	政経	新聞	経営法	公政
勉強したい分野があるから	30%	36%	27%	29%	30%	50%	35%	15%
自分の就きたい職業につけるから	17%	16%	18%	15%	17%	17%	10%	51%
就職に有利だから	14%	14%	14%	15%	18%	7%	13%	7%
法学部に入れる偏差値だったから	9%	9%	9%	9%	10%	8%	16%	7%
特に理由はない	8%	5%	11%	8%	14%	5%	6%	4%
高校の先生や家族など周りの人にすすめられたから	8%	9%	7%	9%	4%	5%	13%	7%
資格を取得したいから	7%	5%	8%	9%	4%	3%	2%	5%
その他	6%	7%	6%	7%	4%	6%	5%	4%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(3) 将来就きたい職業について（単一回答）

志望職業は公務員（警察官以外）が最も多く全体の27%、警察官を含めると全体の34%に上る。次いでメディア関係以外の会社員が21%、メディア関係が9%である。「特にない」との回答も10%ある。法曹希望者は6%で、士業を合わせると全体の12%になる。

学科別では、メディア関係を希望するのは新聞学科が多く（新聞学科の33%）、法曹・士業を目指すのは法律学科が多いが、法律学科以外の学生にも法曹や士業を目指す人がいる（6%）。法律学科の7%は「特にない」としている。

学年別では大きな相違は見られないものの、1年生において教師や警察官を目指す割合がほかの学年よりも多くみられる。

男女別ではメディア関係を希望する女子学生数が男子学生よりも多いことがあげられる。

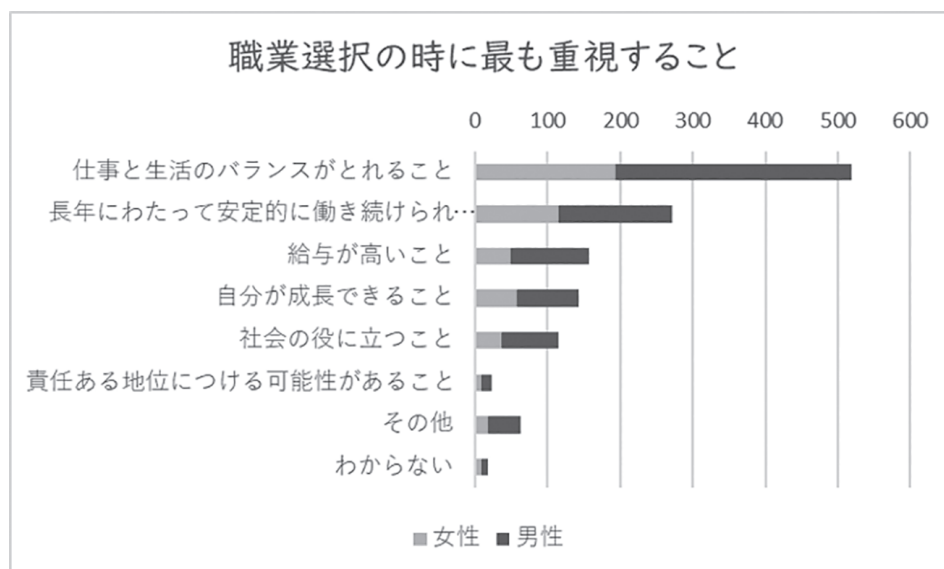
(4) 職業選択の時に最も重視すること（単一回答）

全体の40%が「仕事と生活のバランスが取れること」と回答しており、ワーク・ライフ・バランスに対する関心の高さがうかがえる。次いで21%が「長年にわたって安定的に働き続けられる職業であること」を挙げる。「給与が高いこと」は12%、「自分が成長できること」11%であり、「責任ある地位につける可能性があること」は僅か2%である。

これらの傾向に学科ごとの大きな差異はないが、学年別では「給与が高いこと」を挙げる割合が、学年が上がるにつれて低下している。

男女別では「長年にわたって安定的に働き続けられる職業」を選ぶ割合が男子（19%）よりも女子（24%）に多くみられた。「仕事と生活のバランスがとれること」については、男女ともに40%に上る。

職業を選択する際に、最も重要視することは何ですか。この中から「1つだけ」お答えください。



(表4-1) 職業選択の時に最も重視すること (男女別・学科別・学年別・実数)

	全体	女性	男性	法律	政経	新聞	経営法	公政	1年	2年	3年	4年
仕事と生活のバランスがとれること	520	193	327	347	79	36	23	35	155	205	118	42
長年にわたって安定的に働き続けられる職業であること	272	115	157	175	46	13	12	26	96	108	53	15
給与が高いこと	156	49	107	104	25	11	14	2	57	52	34	13
自分が成長できること	143	57	86	91	12	27	10	3	43	55	28	17
社会の役に立つこと	115	37	78	81	17	4	2	11	45	35	21	14
責任ある地位につける可能性があること	23	9	14	15	5		2	1	9	6	3	5
その他	62	18	44	39	11	8	1	3	23	16	11	12
わからない	18	9	9	10	3	4	1		7	7	1	3
	1309	487	822	862	198	103	65	81	435	484	269	121

(表4-2) 職業選択の時に最も重視すること (男女別・学科別・学年別・構成比)

	全体	女性	男性	法律	政経	新聞	経営法	公政	1年	2年	3年	4年
仕事と生活のバランスがとれること	40%	40%	40%	40%	40%	35%	35%	43%	36%	42%	44%	35%
長年にわたって安定的に働き続けられる職業であること	21%	24%	19%	20%	23%	13%	18%	32%	22%	22%	20%	12%
給与が高いこと	12%	10%	13%	12%	13%	11%	22%	2%	13%	11%	13%	11%
自分が成長できること	11%	12%	10%	11%	6%	26%	15%	4%	10%	11%	10%	14%
社会の役に立つこと	9%	8%	9%	9%	9%	4%	3%	14%	10%	7%	8%	12%
責任ある地位につける可能性があること	2%	2%	2%	2%	3%	0%	3%	1%	2%	1%	1%	4%
その他	5%	4%	5%	5%	6%	8%	2%	4%	5%	3%	4%	10%
わからない	1%	2%	1%	1%	2%	4%	2%	0%	2%	1%	0%	2%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(5) 選択科目を選ぶ理由

問いかけでは「複数回答」と指示しながら、回答フォームが単一回答になっており、自ら選択肢を作成するなど回答に混乱が見られた。それを踏まえたうえでの分析である。

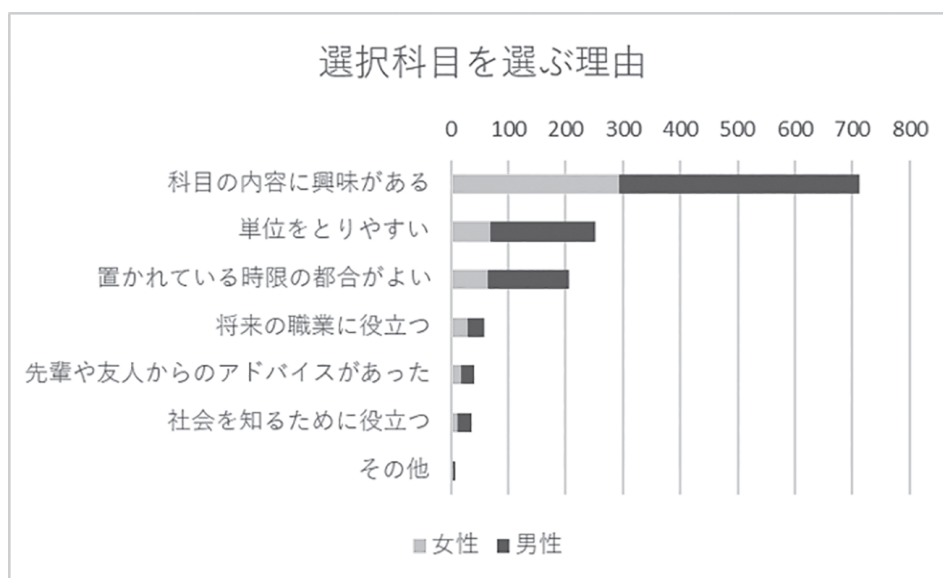
圧倒的に多かったのは、「科目の内容に興味がある」(55%)である。次いで「単位を取りやすい」20%、「置かれている時限の都合がよい」(16%)と続く。「将来の職業に役立つ」(4%)、「先輩・友人からのアドバイス」(3%)、「社会を知るために役立つ」(3%)などは僅かである。法学部志望理由には就職関連の理由が38%あったが、選択科目を選ぶ際には、それよりも科目自体の内容に興味を持っていることが窺える。

学科による大きな相違は見られないが、学年では1年生で「置かれている時限の都合がよい」が他学年より多いのは、時間割の殆どが必修科目で占められるからであろう。1年生では「将来の職業の役に立つ」を選ぶ割合が他の学年よりも多く、就職を意識していることが窺える。他方この項目は学年が上がる

につれて選択者数が少なくなり、4年では0である。

男女別では、「科目の内容に興味がある」とした男子学生が51%なのに対し、女子学生は60%に上る。

選択科目のうちから科目を選択する時に考えることは何ですか。この中から「いくつでも」選んでください。



(表 5 - 1) 選択科目を選ぶ理由 (男女別・学科別・学年別・実数)

	全体	女性	男性	法律	政経	新聞	経営法	公政	1年	2年	3年	4年
科目の内容に興味がある	712	294	418	478	86	66	35	47	235	272	135	70
単位をとりやすい	251	68	183	160	55	14	10	12	75	96	57	23
置かれている時限の都合がよい	206	65	141	135	32	11	14	14	74	62	50	20
将来の職業に役立つ	57	30	27	33	10	4	4	6	28	19	8	2
先輩や友人からのアドバイスがあった	40	18	22	26	6	5	2	1	8	20	12	
社会を知るために役立つ	35	12	23	24	7	3		1	13	11	6	5
その他	8	0	8	6	2	0	0	0	2	4	1	1
合計	1309	487	822	862	198	103	65	81	435	484	269	121

(表 5-2) 選択科目を選ぶ理由 (男女別・学科別・学年別・構成比)

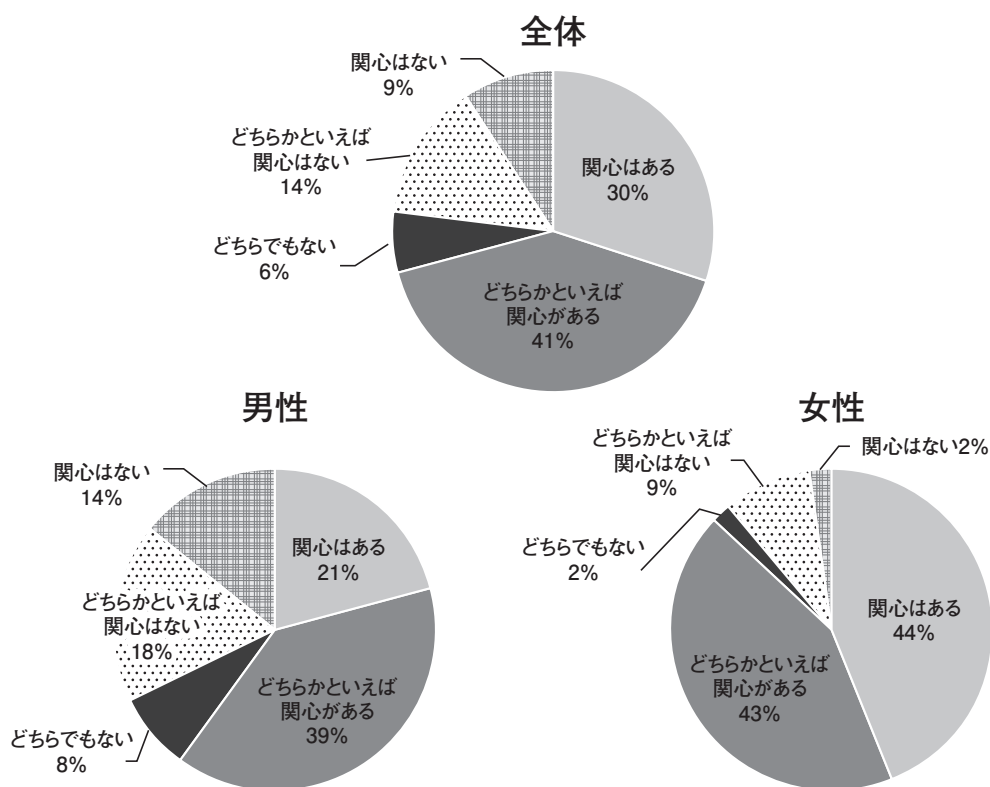
	全体	女性	男性	法律	政経	新聞	経営法	公政	1年	2年	3年	4年
科目の内容に興味がある	54%	60%	51%	55%	43%	64%	54%	58%	54%	56%	50%	58%
単位をとりやすい	19%	14%	22%	19%	28%	14%	15%	15%	17%	20%	21%	19%
置かれている時限の都合がよい	16%	13%	17%	16%	16%	11%	22%	17%	17%	13%	19%	17%
将来の職業に役立つ	4%	6%	3%	4%	5%	4%	6%	7%	6%	4%	3%	2%
先輩や友人からのアドバイスがあった	3%	4%	3%	3%	3%	5%	3%	1%	2%	4%	4%	0%
社会を知るために役立つ	3%	2%	3%	3%	4%	3%	0%	1%	3%	2%	2%	4%
その他	1%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	1%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(6) ジェンダー関連科目への関心

全体では、「関心がある」30%、「どちらかと言えは関心がある」41%で、両者を合わせると71%の学生がジェンダー関連科目への関心を示している。「関心はない」10%、「どちらかと言えは関心がない」14%と、おおむね関心がない学生の合計24パーセントを大きく上回っていることは特徴的である。

学科別、学年別での大きな差異は見られなかったが、男女別では顕著な違いが見られた。女子学生の87%が「関心がある」「どちらかと言えは関心がある」と回答したのに対し、同割合が男子学生では61%に留まっている。他方、「関心がない」「どちらかと言えは関心がない」女子学生が11%なのに対し、男子学生では32%と女子学生の3倍近い。どちらでもないと回答した学生割合は女子学生2%、男子学生8%であり、これを関心がない層と共に「無関心層」とすると、男子学生の40%は「無関心層」となり、それは女子学生の「無関心層」13%に対して3倍以上となる。

現在、日本大学法学部ではジェンダーに関連する科目として、ジェンダーと法，男女共同参画論（隔年開講），総合講座 B（ジェンダーの視点で現代社会を分析する）が開講されています。このような科目に関心はありますか。この中から「1つだけ」お答えください。



（表 6-1）ジェンダー科目への関心（男女別・学科別・学年別・実数）

	全体	女性	男性	法律	政経	新聞	経営	公共	1年	2年	3年	4年
関心はある	388	210	322	256	54	38	8	32	177	193	108	54
どちらかといえば関心がある	532	42	145	346	81	45	27	33	59	74	45	9
どちらでもない	76	12	64	46	14	4	7	5	21	40	9	6
どちらかといえば関心はない	187	212	176	128	27	11	13	8	135	135	77	41
関心はない	126	11	115	86	22	5	10	3	43	42	30	11
合計	1309	487	822	862	198	103	65	81	435	484	269	121

（表 6-2）ジェンダー科目への関心（男女別・学科別・学年別・構成比）

	全体	女性	男性	法律	政経	新聞	経営法	公政	1年	2年	3年	4年
関心はある	30%	44%	21%	30%	27%	37%	12%	39%	31%	28%	29%	34%
どちらかといえば関心がある	41%	43%	39%	40%	41%	44%	42%	41%	41%	40%	40%	45%
どちらでもない	6%	2%	8%	5%	7%	4	11%	6%	5%	8%	3%	5%
どちらかといえば関心はない	14%	9%	18%	15%	14%	10%	20%	10%	10%	15%	17%	7%
関心はない	9%	2%	14%	10%	11%	5%	15%	4%	10%	9%	11%	9%

(7) ジェンダーに関して知りたいこと

問いかけでは「複数回答」と指示しながら、回答フォームが単一回答しか選択できない仕様になっていたため、事実上「ジェンダーに関して最も知りたいこと」を問う設問になっていた。それを踏まえたうえでの分析である。

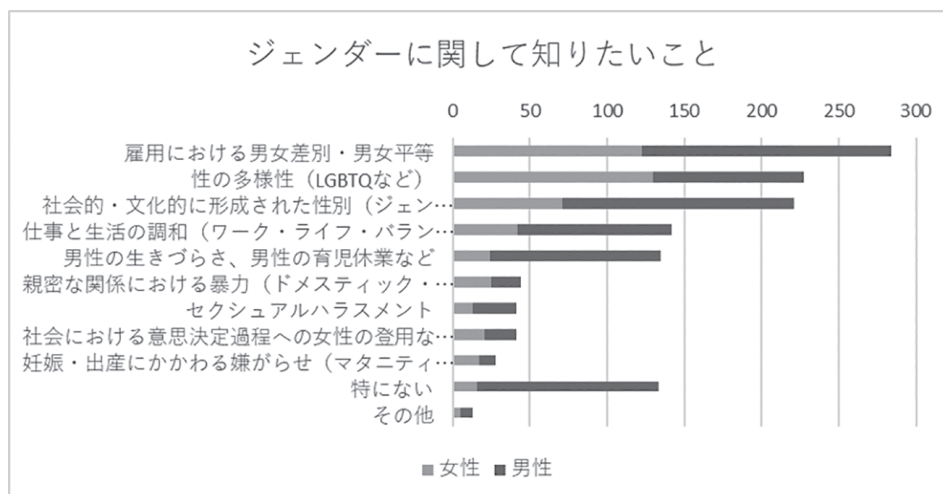
全体では、「雇用における男女差別・男女平等」に22%、「性の多様性」と、「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）とは何か」にそれぞれ17%の関心が集まっている。他方「特にない」はわずか10%である。

学科による大きな差異は見られなかった。

学年別でも大きな差異は見られにくいだが、「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）とは何か」のような基礎的な設問に対し、（調査母数は少ないものの）4年生の26%が関心をもっていることがわかる。

男女別では顕著な違いがみられる。「特にない」と回答した男子学生は14%、女子学生は3%であった。「男性の生きづらさ、男性の育児休業」に14%の男子学生が関心を持っている。（同女子割合は5%。）「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）とは何か」という基礎的な設問では男子学生の18%が該当しているのに対し、同設問への女子学生は15%である。「雇用における男女差別・男女平等」を女子学生の25%、男子学生の20%が、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を女性学生の8%、男子学生の12%が挙げている。「性の多様性」については女子学生の27%、男子学生の12%が関心を持っている。

ジェンダーにかかわることで、どのようなことを知りたいですか。この中から「いくつでも」あげてください。



(表7) ジェンダーに関して知りたいこと (複数回答・男女別・学科別・学年別・実数)

	全体	女性	男性	法律	政経	新聞	経営法	公政	1年	2年	3年	4年
雇用における男女差別・男女平等	284	123	161	191	43	18	15	17	95	112	59	18
性の多様性 (LGBTQなど)	227	130	97	151	25	26	5	20	77	79	48	23
社会的・文化的に形成された性別 (ジェンダー) とは何か	221	71	150	144	37	19	9	12	77	68	44	32
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	142	42	100	93	16	12	11	10	26	67	37	12
男性の生きづらさ、男性の育児休業など	135	24	111	88	27	4	6	10	53	52	23	7
親密な関係における暴力 (ドメスティック・バイオレンス、デートDV)	44	25	19	36	2	3	1	2	17	14	9	4
セクシュアルハラスメント	41	13	28	28	9	2	1	1	17	14	7	3
社会における意思決定過程への女性の登用など (ポジティブ・アクション)	41	21	20	20	12	5	2	2	17	11	9	4
妊娠・出産にかかわる嫌がらせ (マタニティ・ハラスメント)	28	17	11	16	6	3	2	1	12	9	4	3
特になし	133	16	117	86	20	8	13	6	37	54	29	13
その他	13	5	8	9	1	3			7	4		2

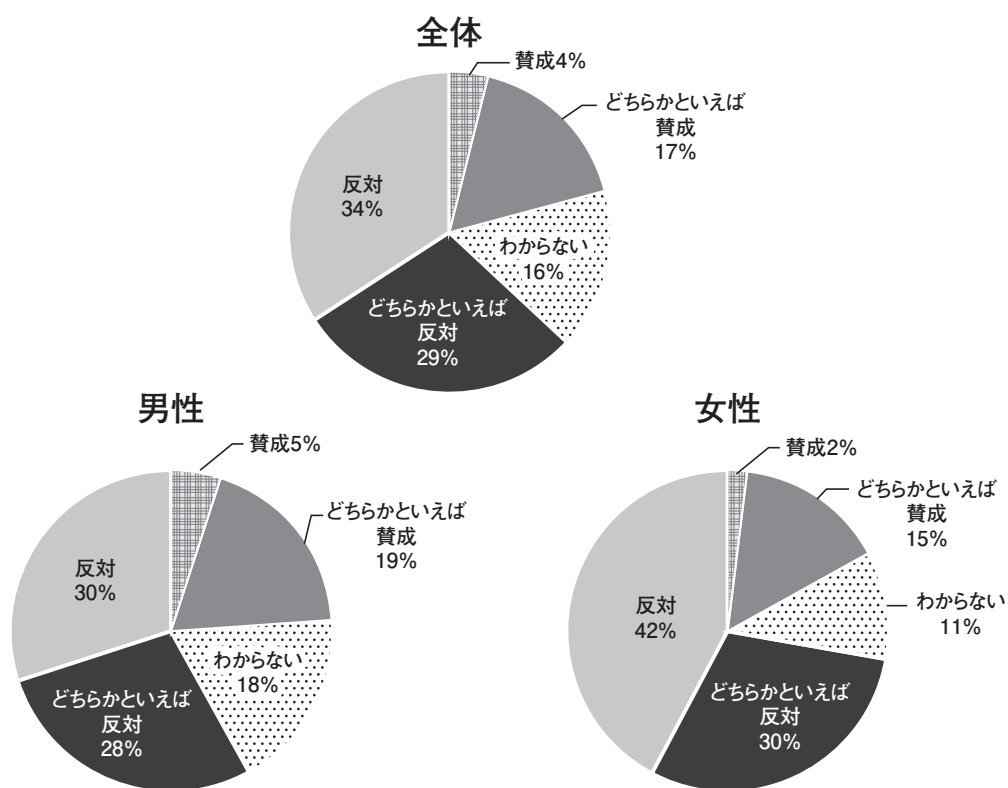
(8) 性別役割分業意識

「夫が外で働き、妻は家庭を守るべき」という性別役割分業については、全体で「反対」34%、「どちらかと言えば反対」29%であり、両者合わせると63%になる。「賛成」は4%、「どちらかといえば賛成」が17%で、この両者を合わせると21%である。「わからない」は全体の16%（ちなみに令和3年度版男女共同参画白書によると、令和元年における同じ設問で「反対」「どちらかという」と反対」に女性が63.4%、男性が55.6%であり、「賛成」「どちらかといえば賛成」に女性31.1%、男性39.4%である）。

学科別，学年別で大きな差異は見られない。

男女別では，大きな差異が見られる。女子学生の「反対」42%，「どちらかといえば反対」30%を合わせると72%がおおむね反対している一方，男子学生は「反対」30%，「どちらかといえば反対」28%で合わせても58%である。他方女子学生の「賛成」2%，「どちらかといえば賛成」15%でこの両者を合わせると17%であり，男子学生の「賛成」5%，「どちらかといえば賛成」18%で両者合わせると23%となる。男子学生に比べて女子学生の方が，おおむね反対する率が高く，賛成率が低い。男子学生も男女共同参画白書にみられる性別役割分業意識（社会のより広い層における性別役割分業意識）と比べると，反対がより多く，賛成は少なくなっていることが分かる。

「夫が外で働き，妻は家庭を守るべきである」という考え方について，あなたはどうか考えですか。この中から「1つだけ」お答えください。



（表 8-1）性別役割分業意識（男女別・学科別・学年別・実数）

	全体	女性	男性	法律	政経	新聞	経営	公共	1年	2年	3年	4年
賛成	56	71	152	36	10	5	1	4	18	28	8	2
どちらかといえば賛成	223	145	231	145	44	9	17	8	79	72	52	20
わからない	208	56	152	141	24	16	11	16	59	87	45	17
どちらかといえば反対	376	12	44	246	51	31	13	35	115	137	83	41
反対	446	203	243	294	69	42	23	18	164	160	81	41
合計	1309	487	822	862	198	103	65	81	435	484	269	121

（表 8-2）性別役割分業意識（男女別・学科別・学年別・構成比）

	全体	女性	男性	法律	政経	新聞	経営法	公政	1年	2年	3年	4年
賛成	4%	2%	5%	4%	5%	5%	2%	5%	4%	15%	3%	2%
どちらかといえば賛成	17%	15%	19%	17%	22%	9%	26%	10%	18%	15%	19%	16%
わからない	16%	11%	18%	16%	12%	15%	17%	20%	14%	18%	17%	14%
どちらかといえば反対	29%	30%	28%	29%	26%	30%	20%	43%	26%	28%	31%	34%
反対	34%	42%	30%	34%	35%	41%	35%	22%	38%	33%	30%	34%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	109%	100%	100%

（松島雪江）

5. 日本大学法学部におけるジェンダー平等教育の課題と提言

最初に、日本大学法学部におけるジェンダー平等教育の現状と課題について述べ、次にジェンダー平等教育に向けた、いくつかの論点に関する検討を行い、最後にその検討に基づいて、日本大学法学部のジェンダー平等教育に向けた提言を行う。

(1) ジェンダー平等教育の現状と課題

日本大学法学部において、カリキュラム上明確にジェンダーに関連する科目として現在のシラバスで把握できるのは、「ジェンダーと法Ⅰ」（前期，2単位，法律学科，担当教授松島雪江），「ジェンダーと法Ⅱ」（後期，2単位，法律学科，担当教授松島雪江），総合講座B（ジェンダーから見たワークとライフ）」（後期，2単位，総合科目，担当教授黒滝真理子）の3科目である。2021年度までは，男女共同参画論（半期，隔年開講，2単位，公共政策学科，担当特任教授神尾真知子）があったが，閉講になった。

「ジェンダーと法Ⅰ」の授業目的は、シラバスに次のように記載されている。「『正義の実現』を目的の一つに掲げる法を、ジェンダーの視点から分析することが、この『ジェンダーと法』の授業である。私たちの社会には、伝統的な慣習や認知バイアスなどから、差別構造を含む法の条文や法システムを、不変的な既定のものとして捉えることがある。またそのような法規範が存在することにより、妥当とは言えない規範意識が再生産され、生き辛さに結びつくことがある。こうした『法のゆがみ』をジェンダーという視点から見直してみたい。」

授業の内容は、①オリエンテーション（ジェンダーと法を学ぶ意義）、②ジェンダー法を学ぶ基礎1（ジェンダーと憲法・民法・刑法）、③ジェンダー法を学ぶ基礎2（ジェンダーと社会法・国際法）、④日本における性差別（歴史的、法的に存在する性差別）、⑤フェミニズム法学の展開、⑥学校教育に見るジェンダーバイアス、⑦家族と平等、⑧家族と自由、⑨逸失利益、⑩雇用とジェンダー、⑪社会保障とジェンダー、⑫政治・行政、立法、司法分野とジェンダー、⑬男性にとってのジェンダー法となっている。

「ジェンダーと法Ⅱ」の授業目的は、「ジェンダーと法Ⅰ」と同じである。

授業の内容は、①オリエンテーション（ジェンダーとは何か）、「ジェンダーと法」が明らかにするもの、②セクシュアルハラスメント、③ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、④性犯罪をめぐる問題、⑤リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、⑥性表現とジェンダー、⑦法的性別の根拠、⑧性同一性障がいと法、⑨性的マイノリティの親子関係、⑩同性婚と法、⑪性的マイノリティと労働、⑫性的マイノリティと学校教育、⑬人権の多様性、となっている。「ジェンダーと法Ⅱ」の後半の講義内容は、LGBTQに関連する内容である。

「総合講座B（ジェンダーから見たワークとライフ）」の授業の目的は、シラバスに次のように記載されている。「ジェンダーの視角から現代社会の現状を分析し、将来展望も含めた今後の解決策を提案できるようにする。従来ジェンダー論は女性の社会的立場という観点が重視されてきた。しかし、ジェンダー問題は男性の視点も含めなければ前進しない。そこで、本講座では男女の性別間を^{〔ママ〕}相対化し、その上で社会動向と密接なジェンダー問題の重要性を理解し、現代

社会の動向を的確に把握できる能力を修得する。」

授業は、オムニバス形式でなされ、ゲスト（講義テーマに関連する分野で知見を持つ専門家）を含む12人の講師が、それぞれの専門分野から講義を行う。講義の中で学生同士の話し合い、質問時間等を設けている。7回目と最終回は、総括としてディスカッションを中心に進めている。

授業の内容は、①オリエンテーション、②ジェンダー学とその射程、③歴史で考えるジェンダー、④現代社会のなかのジェンダー、⑤「男らしさ」を問う、⑥LGBTの人権運動の今、⑦言語を通じて考えるジェンダー、⑧海外の視点から：フランスのワーク・ライフ・バランス、⑨海外の視点から：中国のワークとライフ、⑩ディスカッション、⑪婚姻による「改姓」とジェンダー平等、⑫日本の子育て支援、⑬ワークとライフの接合点（1）法的権利とケアから考える、⑭ワークとライフの接合点（2）ケアの視点から考える、⑮プレゼンテーションとディスカッション、となっている。基本的なジェンダーに関する知識を講義した上で、セクシュアリティの問題も含めて、各学問領域におけるジェンダー問題を取り上げている。

都内にある大学の28の法学部のシラバスを検索すると²⁷、「ジェンダーと法」と銘打つ科目を設置している都内の法学部は、日本大学のほかは、成城大学、法政大学、早稲田大学、明治大学、慶應義塾大学、上智大学、専修大学、東京経済大学、東洋大学の計10校である。日本大学法学部が、専任の教員によるジェンダー法の科目を置いていることは高く評価することができる。

しかし、ジェンダー関連科目は3講座しか設置されていないし、「ジェンダーと法Ⅰ・Ⅱ」と「総合講座B（ジェンダーから見たワークとライフ）」は、相互に関連づけられていない。

また、シラバスは科目名でしか検索できず、キーワードで検索できないため、一般的な科目において、ジェンダーに関して講義の中で言及されているのかどうかを把握することができない。

以上を総合してみると、日本大学法学部のジェンダー平等教育には、次のような課題がある。

- ・ジェンダー平等教育と云う科目群が系統立って組織されていないし、学生に提示されていない。
- ・ジェンダー平等教育を担い、支えていく教員間のネットワークは形成されていない。ネットワークの場となる組織は存在していない。
- ・学部として男女共同参画推進を担当する組織も設置されていない。

(2) ジェンダー平等教育に向けての検討

前述した「2. フランスの大学におけるジェンダー教育」の「(3) 課題」の最後に記述されている、リヨン第二大学名誉教授プランテ氏が指摘した諸点のうち、「教育を行う動機及び達成目標の明確化」、「個別授業／カリキュラムの提案」について検討し、併せて「ジェンダー平等教育を推進する体制」についても検討する。

(i) 動機及び達成目標

第1に、社会に生起する様々な問題を理解し解決するためには、ジェンダーの視点が不可欠である。こうした視点は、法曹・行政をはじめ、日本社会の各所で活躍する法学部生にとって必須といえよう。

達成目標は、学生が、ジェンダー差別やジェンダー不平等の現状に気づき、解決に必要な知識、能力、手法を身につけることである²⁸。

第2に、ジェンダー平等教育は、法学部における人権教育の一環として位置づけられる。女性（男性）に対するステレオタイプの見方、セクシュアルハラスメントや性暴力の発生、LGBTQへの無理解などは、人権に対する教育が十分おこなわれていないことに原因がある。ジェンダーやセクシュアリティの学修は、重要な人権教育の一環として位置づけられる。

達成目標は、ジェンダーやセクシュアリティの学修によって、人権感覚を持った市民としての自覚を養成することである。

第3に、ジェンダー平等教育に対する学生のニーズがある。4で分析した日本大学法学部の学生アンケートによると、日本大学法学部で開講しているジェ

ンダー関連科目への関心は、全体で71%（「関心がある」30%+「どちらかといえ
ば関心がある」41%）である。特に、女子学生の関心は高い（87%）。また、
「ジェンダーに関して知りたいこと」という質問に対して、「特にない」は、
10%にすぎない。

(ii) 個別授業 / カリキュラム

インタビューした大学をヒントに、ジェンダー平等教育のカリキュラムのあ
り方を分類すると次のようになる。

① 全体のカリキュラムの中にジェンダー関連科目を組み込む。

全学共通科目としてジェンダーの基礎的な科目を位置づけ、3年次以降の
専門科目としてもジェンダー関連科目を位置づける。

② ジェンダー関連科目群をひとつのプログラムとして学生に提示する。

プログラムはゆるやかなジェンダー関連科目のくくりで、ジェンダーを主
軸とする授業である基幹科目群とジェンダーを取り上げる学際的な連携科目
群から構成される。

③ 全学横断的な副専攻として、ジェンダー関連科目群を位置づける。

ジェンダー関連科目群は、ジェンダーに関連する基礎理論科目と人文学及
び社会科学における展開科目からなる。

④ 専修分野の一分野として、ジェンダー関連科目群を位置づける。

専門的に学ぶ分野としてジェンダー関連科目群を位置づける。

以上のジェンダー平等教育のあり方のうち、日本大学法学部がとりうるジェ
ンダー平等教育のカリキュラムのあり方はどれだろうか。日本大学法学部は、
学科制度をとっており、④の専修分野としてジェンダー平等教育を位置づける
ことはむずかしい。また、学科横断的な副専攻というカリキュラムは、現状で
は日本大学法学部では設定されていないので、③のあり方もむずかしい。①は、
カリキュラムの中に組み込まれているが、ジェンダー論の専門の教員がない
とむずかしい。そうすると、日本大学法学部として現時点においてとりうる
ジェンダー平等教育のあり方は、②ではないかと考える。

(iii) ジェンダー平等教育を推進する体制

インタビューした大学をヒントに、ジェンダー平等教育を推進する体制を分類すると次のようになる。

- ① ジェンダー論を専攻する教員がジェンダー平等教育のカリキュラムを運営する。
- ② ジェンダーに関心のある教員による自主的な組織によって、カリキュラムを運営する。
- ③ 大学による予算がある組織によって、カリキュラムを運営する。

ジェンダー平等教育を推進するためには、③の大学による予算がある組織によることが、望ましい。日本大学法学部には、付置研究所として、現在5つの研究所が設置され、各教員は、専門に応じて各研究所に属し、研究を進めている。公開の研究会を開催する予算など大学から財政的支援があり、事務は研究事務課が担当している。

(3) ジェンダー平等教育に向けた、日本大学法学部への提言

日本大学教育憲章は、「自主創造」を教育理念とし、「自主創造の基礎」の3つの構成要素およびその能力を掲げている。「自ら学ぶ」「自ら考える」「自ら道をひらく」という3つの構成要素のひとつである「自ら考える」能力の具体的な力として、「論理的・批判的思考力」及び「問題発見・解決力」をあげている。「論理的・批判的思考力」及び「問題発見・解決力」には、ジェンダーの視点が不可欠であり、ジェンダー平等教育を日本大学法学部として構築していくことを提言する。なお、先駆的な他大学のジェンダー教育の実践事例から学ぶことであるが、ジェンダー平等教育においては、セクシュアリティの問題は避けてとおれない。したがって、ジェンダー平等教育には、セクシュアリティの問題も含む。

では、日本大学法学部では、どのようにジェンダー関連科目を置くのがよいのか。できる限り現実的な方法をまず提言する。学部要覧（令和4年度入学）を基に述べる。

既存の科目において、以下のことを提言する。1年次に開講される全学共通科目である「自主創造の基礎」（前期，2単位）の中で，ジェンダーに関連するトピックを少なくとも1回取り上げ，1年次生に対するジェンダー入門的な授業を行うことを提言する。その際には，担当する教員のためにジェンダー入門の副読本を用意する。

そして，ジェンダー関連科目をくくりとした科目群を，「ジェンダー平等教育プログラム」として学生に提示することを提言する。「総合講座B（ジェンダーから見たワークとライフ）」，「ジェンダーと法Ⅰ・Ⅱ」，ジェンダーをテーマに取り上げるゼミナールを位置づける。一般科目において，ジェンダーをトピックとして取り上げている科目を調査し，リストアップする。科目数が十分でない時は，新たなジェンダー関連科目を設定したり，現在の一般的な科目の教員に対して，ジェンダー関連のトピックを取り上げることが可能かを問い合わせることを提言する。また，現在，経済学部には，「ジェンダー論」と「セクシュアリティ論」が開講されている。日本大学には他学部との相互履修制度があるので，キャンパスの近い経済学部と連携し，これらの科目を，「ジェンダー平等教育プログラム」の科目として掲載することが考えられる。

将来的には，日本大学法学部は社会科学系科目がそろっているという特色を生かして，学科共通の副専攻プログラムとして，ジェンダーに関連する社会科学分野を広く扱う「ジェンダー法・政策研究コース」をつくることを提言したい。そのためには，ジェンダー論の専任教員の採用が不可欠である。

「ジェンダー平等教育プログラム」を運営し，ジェンダーに関する多様な分野からの研究を進めていく全学部的な組織である「ジェンダー法・政策研究所」を，法学部の付置研究所のひとつとして新設することを提言する。同研究所には，「ジェンダー平等教育プログラム」の運営という「教育」（大学院生の養成も含む），日本大学法学部でジェンダー研究を行っている教員を結びつけるプラットフォームの役割を果たし，日本大学法学部におけるジェンダー研究の推進を行う「研究」，そして，公開講座などの社会への発信を行う「社会貢献」という3つの機能を持たせる²⁹。

ジェンダー法・政策研究所と連携して、法学部内に男女共同参画委員会を設けて、法学部内におけるジェンダー平等を推進することを提言する。

学部全体で、ジェンダー平等を進めていく体制を整える。

(共同研究者全員が参加した議論を基に神尾真知子がまとめた)

おわりに

日本大学が初めて女子学生に門戸を開いたのは、1920（大正9）年である。大学令により、日本大学が大学へ昇格した同年に、専門部各科と高等師範部への女子の入学を許可した。さらに翌年には、学部選科生への女子入学も認めた。私学としては、東洋大学の1916年（大正5年）に次ぐ2番目の早さだった。ただし、学部選科生は、聴講生だったので、所定の課程を修了しても卒業資格や卒業証書はなかった。実際に入学した女子学生の大半が「職業婦人」であったという。大正9年以後数年の女子学生の入学者数は、70人から100人であったとされている³⁰。

このように、日本大学は、女子高等教育において先進的な取り組みをしていたのである。しかし、ジェンダー平等教育においては残念ながら先進的な取り組みはなされていない。

ジェンダー平等教育は、これから社会で活躍することを期待されている学生にとって、男女を問わず学修することが求められている。

災害を例にとっても、避難所の運営等で男女共同参画の体制が必要であり、ジェンダーの視野をもっていることで、よりよい救助と復興につながる。さらに、ジェンダーの視点は、男女の関係性を問うことを通じて、建設的な社会モデルの構築に寄与する。なぜなら、ジェンダー平等教育は、「男らしさ」「女らしさ」といったジェンダー規範からの解放、LGBTQなどの性的マイノリティへの理解を養い、自由な個人の共同体としての生きやすい社会の在り方を問いかけるからである。

日本で最大規模の学生数を誇る大学には、こうした教育を提供する責務があ

るのではないだろうか。スタートは決して早くないにしても、日本大学の中で法学部が先陣を切って、ジェンダー平等教育の取組みをしていくことを期待したい。

（共同研究者全員が参加した議論を基に神尾真知子がまとめた）

- 1 2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発目標」(SDG's)では、全17目標を貫く原則として「全てのゴールにジェンダー視点をシステムティックに主流化しなければならない」とある。
- 2 三成美保「ジェンダー史の意義と可能性」『岩波講座世界歴史01 世界史とは何か』岩波書店、2021年
- 3 日本の大学におけるジェンダー教育の展開過程について、管見の限りまとまった研究が未だ存在せず、各大学で行われたジェンダー教育の実践報告が積み重ねられている段階のように思われる。女性学誕生後の関連科目開設状況については国立婦人教育会館（国立女性教育会館）が1983年から2002年まで、継続的に「高等教育機関における女性学関連科目開設状況調査」を実施しており、役に立つ。また関西地方の研究者による渡辺和子・金谷千恵子・女性学教育ネットワーク編著『女性学教育の挑戦—理論と実践』（明石書店、2000年）は、1997年実施のアンケート調査により関西地方のジェンダー教育の状況把握を行っている。館かおる「大学におけるジェンダー研究教育の展開」『ジェンダー研究21』（4号、2015年2月）は、日米の大学におけるジェンダー研究・教育の展開について簡単に触れている。佐藤文香・伊藤るり編『ジェンダー研究を継承する』（人文書院、2017年）は、ジェンダー研究の先駆者への聞き取り調査の成果であるが、各研究者の教育実践についての証言も豊富である。青山学院女子短期大学総合文化研究所は2019年～2021年にかけて「大学におけるジェンダー教育と男女共生社会」という研究プロジェクトを行ったが、その成果の一つである後藤千織「共学四年制大学におけるジェンダーにセンシティブな教育にむけて」（『青山学院女子短期大学総合文化研究所年報』29巻、2021年12月）は、ジェンダー教育の展開にとって、女子短期大学の果たした役割を再評価するものである。本稿もまた、いくつかの大学でのジェンダー教育実践を振り返るものであるが、各実践の意義・位置づけを確定していくためにも、大学におけるジェンダー教育の展開過程に付いての見取り図が必要になるが、それは果たせなかった。今後の課題としたい。
- 4 佐藤・伊藤編前掲書、p.18。
- 5 『WINET 情報』第2号、1998年、国立婦人教育会館、p.14
- 6 以上、佐藤・伊藤編前掲書、p.20-22を参照。
- 7 内藤和美「『高等教育における女性学・ジェンダー論関係科目に関する調査』（第10回）—教員調査（科目調査）記述解答の整理から」『国立女性教育会館研究紀要』6

号, 2002年9月

- 8 伊藤和子「女性差別撤廃条約30年の発展と日本のジェンダー平等の課題」『学術の動向』15巻9号, 日本学術会議, 2010年9月
- 9 内閣府男女共同参画局『男女共同参画白書』(2021年)
- 10 以上, 福島大学行政政策学類 Web ページ「行政政策学類とは」<http://www.ads.fukushima-u.ac.jp/article/whats.html> (2022年10月3日最終アクセス) を参照。
- 11 高橋準「栗原るみ教授追悼」『行政社会論集』23巻3号, 福島大学行政社会学会, 2011年
- 12 同上。
- 13 高橋準『ジェンダー学への道案内』(北樹出版, 2006年初版, 4訂版2014年) は, この講義の教科書として執筆された。
- 14 以上一橋大学 Web サイト「データ集」を参照 (<http://www.hit-u.ac.jp/guide/data/index.html>)。
- 15 以上, 一橋大学大学院社会学研究科ジェンダー社会科学研究センター編・刊『第一期活動報告書』2012年3月を参照。
- 16 『一橋大学大学院社会学研究科研究科内センター2019年度活動報告書・2020年度事業計画概要』(同センターアーカイブ <http://gender.soc.hit-u.ac.jp/pdf/CGraSS2019-20.pdf>)
- 17 『一橋大学ジェンダー教育プログラム』2022年度版リーフレット
- 18 Studies Online, 2022.6.16 学問ガイド「ジェンダースタディを学ぶ」Gender Studies studieren - Alle Infos - Studis Online (studis-online.de)
- 19 NGO, 諸団体, 政治や財団, 経済, 出版, 研究などがその一例として挙げられている。
- 20 ドイツの大学はその殆どが国立大学で, 州や都市に設立されている。大学と数えられるものにも様々な種類があるが, 日本のいわゆる大学に相当するのは Universität で, ドイツ全土に100校超ある。ドイツでジェンダースタディを専攻できる大学は以下の通り。
 - ・ベルリン: フンボルト大学 (ジェンダースタディ) 学部, 修士
 - ・ビーレフェルト: ビーレフェルト大学 (ジェンダースタディ) 修士
 - ・ボッフム: ルール大学ボッフム (ジェンダースタディ) 修士
 - ・フランクフルト・アム・マイン: ヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学フランクフルト・アム・マイン (ジェンダースタディ) 学部
 - ・フライブルク: アルバート・ルートヴィッヒ大学フライブルク (ジェンダースタディ) 修士
 - ・ゲッティンゲン: ゲオルク・アウグスト大学ゲッティンゲン (ジェンダー研究) 学部, 修士, (定時制ジェンダー研究) 修士
 - ・クレーフ: ライン・ヴァール単科大学 (ジェンダーとダイバーシティ) 学部
 - ・ケルン: ケルン大学 (ジェンダー&クイアスタディーズ) 修士

- ・ケルン：ケルン工科大学（ジェンダー&クイアスタディーズ）修士
 - ・コンスタンツ：コンスタンツ大学（ジェンダースタディ）学部
 - ・オルデンプルク：カール・フォン・オッシュエツキー大学オルデンプルク（ジェンダースタディ）学部（主専攻，第二専攻，副専攻として）
 - ・トリアー：トリアー大学（文化間ジェンダースタディ）修士
- 21 なおこのサイトでは，ジェンダースタディの隣接学問として「ダイバーシティとインクルージョン」「ダイバーシティ研究」「ジェンダー・インターセクショナリティ・政治」「セクシュアル学」等を挙げ，それらを学べる大学についても説明されている。
- 22 MvBZについては，主にベルリン自由大学のHPから情報を得た。Margherita-von-Brentano-Zentrum: Startseite (fu-berlin.de)
- 23 5つのモジュールは以下の通り。①ジェンダーとダイバーシティモジュール：21世紀における主たる社会カテゴリー。職業上重要で理論的に基礎づけられた学際的な資格付与に関心がある学生向け。②ジェンダー・ダイバーシティ・ジェンダーメインストリーミングのモジュール：ジェンダー研究の第一歩を踏み出そうとする学生や，将来的な就業の際に組織社会学的かつ男女同権に役立つ知を得たい学生向け。③ダイバーシティマネジメントのモジュール：組織における職業活動のために，紛争マネジメント，チーム形成，コミュニケーション能力，企画準備能力を身につけたい学生向け。更には国際的な企業で働きたい学生や，仕事で外国に滞在することを意図する学生たちには特に重要。④国際的な文脈におけるジェンダーとダイバーシティのモジュール。2018/19年冬学期から新設。⑤プロジェクトと協同作業のジェンダーとダイバーシティのモジュール：2018/19年冬学期から新設。
- 24 2022年夏学期のABV講義科目は以下の通り。
- ・ジェンダーと健康
 - ・ジェンダー，ダイバーシティ，ジェンダーメインストリーミング
 - ・ダイバーシティマネジメント
 - ・テクノサイエンスにおけるジェンダーとダイバーシティ（ポッドキャスト配信）
 - ・脱植民地化！ローカルとグローバルな権力関係にみる学際的視点
 - ・性別と階級：階級主義における学際的な視点
- 25 例えば教授法に関するチェックリストでは，内容，教師，学生，教育方法論，条件枠組みといった5つの項目について，各7項目ほどの留意事項が示されている。そのうち条件枠組みの項目では，
- ・その講座がいつ開催されているか？（保育園が開いている時間帯か？）
 - ・誰がどこに座っているか？
 - ・誰がどのくらいの空間を占めているか？誰が多くを占めているか？
 - ・どの出席者も，よく見え・聞こえる場所にいられるか？
 - ・通路などに障害はないか（トイレへの行きやすさなど）？
 - ・その空間は出席者誰もがホッとできる空間か？
 - ・誰がどのくらいの金銭（謝礼か，給与か，教材に対してか）を得ているか？

といったことが考慮されているかが挙げられている。

- 26 TSG Transsexuellen Gesetz 通称トランスセクシュアル法, 正確には Gesetz über die Änderung der Vornamen und die Feststellung der Geschlechtszugehörigkeit in besonderen Fällen 特別な場合における名前と性的属性の変更に関する法律, 1980年9月発効。
- 27 都内の大学の法学部は, みんなの大学情報 (<https://www.minkou.jp/university/search/pref=tokyo/ct=1/cp=3/>) から検索し (2022年10月5日最終アクセス), そのうち, 「法学部」という名称のある大学を選定して, 各大学のシラバスに, 科目名として「ジェンダーと法」を入れて検索した。
- 28 一橋大学ジェンダー教育プログラムの冊子の記述よりヒントを得た。
- 29 2021年に開設された青山学院大学のスクーンメーカー記念ジェンダー研究所の役割に関する記述を参考にした。
- 30 kizuna [絆] (日本大学発行) 第24号, 2021年, 6頁-7頁。